

平成26年第2回東大和市議会定例会会議録第13号

平成26年6月6日（金曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	吉川和宏君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（28名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
市民部長	関田守男君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	広沢光政君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
保険年金課長	嶋田淳君	産業振興課長	乙幡正喜君
市民部副参事	小川泉君	子育て支援課長	高橋宏之君

保 育 課 長 宮 鍋 和 志 君
青 少 年 課 長 中 村 修 君
環 境 課 長 関 田 孝 志 君
都 市 計 画 課 長 神 山 尚 君
学 校 教 育 課 長 岩 本 尚 史 君

子 ども 生 活 部 井 上 誠 二 君
副 参 事
市 民 生 活 課 長 田 村 美 砂 君
環 境 部 副 参 事 中 野 哲 也 君
下 水 道 課 長 佐 伯 芳 幸 君
社 会 教 育 課 長 村 上 敏 彰 君

議 事 日 程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時45分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 実川圭子君

○議長（尾崎信夫君） 通告順に従い、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） おはようございます。議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。初めに、東大和の自然環境を生かした市の活性化についてお尋ねします。

東大和を市外の方に紹介するときに、私たちはまず、都心から約1時間で、豊かな自然が残され、北部に都民の水がめである多摩湖を有する閑静な住宅地ですというように、狭山丘陵や多摩湖を市の特徴として説明される方が多いのではないのでしょうか。そこで、市外から人を呼び、市を活性化させるために、観光として、あるいは社会教育のフィールドとして、当市の自然環境を活用できないかと考えました。

具体的な質問として、①郷土博物館、狭山緑地、フィールドアスレチックの活用。

②多摩湖畔に建立した女子フルマラソン記念碑の活用と多摩湖や周辺の利用、これらについて市のお考えを伺います。

また本年5月に、議会、建設環境委員会で環境に関する視察を行いました。視察先では、市民やNPO団体、民間企業、大学などと連携をとりながら、市の事業の計画段階から実施まで協働で行っている様子なども伺ってきました。私は、環境に関する事業こそ、市民の力をかりながら一緒に進めていくべきと考えます。そこで、その担い手となっていただく環境リーダーの育成についてお尋ねします。

そして視察先でも多くの事例を見てきましたが、各地でエネルギーの地産地消ということで、自然再生エネルギーが導入されています。東京都内の自治体でも、学校に太陽光パネルを取りつけたり、市民による小規模な発電施設などが次々とつくられています。当市では、まずは省エネからという施策が優先で、太陽光発電の設置に関する補助金も出していません。そのことについては、これまでも他の議員の方々が質問されているので、私は別の視点から当市で自然再生エネルギー導入ができないか、これまでの取り組みや今後の導入について伺いたいと思います。

次に、子育て支援について伺います。

来年度からの子育て新制度に伴い、子ども・子育て支援ニーズ調査の結果がまとまりましたが、その結果を踏まえ、私自身も、ぜひ今後、進めていっていただきたいと考える点についてお尋ねします。

まず、子育て関連施設の利用状況、現在の状況を伺います。

市内の主な保育施設の利用人数などを伺います。

次に、保育園入園と産休・育休の取得について伺います。

最近では、育児休業取得者もふえ、制度も広がりを見せていると思います。しかし、保育園の4月入園に合わせて育児休業を最後までとらずに復帰する方がふえていると思います。その現状についての御認識を伺います。

続いて、③延長・休日保育については、保育園の保育時間の延長や休日保育の要望がふえていることについて伺います。

私自身は、子供にとって負担が大きくなる長時間保育については、需要があるからと単純にふやすことには賛成しかねますが、保護者の多様な働き方にも対応していく必要もあります。市のお考えを伺います。

次に、④ファミリーサポートセンターについてです。

ファミリーサポートセンターについては、私は平成23年第3回定例会にて、再質問の中で伺わせていただいています。今子育て支援の制度が大きく変わる中、ファミリーサポートセンターのような事業は大変重要になっていくと考えます。ぜひお考えをお聞かせください。

最後に、学童保育の一時利用（小学生の一時預かり）についてです。

国の方針では、学童保育の対象年齢は現在3年までが、6年までに引き上げるとされています。一方、保育園入園者の増加や幼稚園の延長預かりもふえ、小学1年生からの学童保育希望者がふえています。新聞報道では、放課後子ども教室との合併を図った事例も紹介されています。学童保育について、当市ではどのようにお考えでしょうか。

以上で、この場での質問は終わりにさせていただきます。再質問については自席にて行います。よろしく願いいたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、郷土博物館、狭山緑地、フィールドアスレチックの活用についてであります。郷土博物館では市立狭山丘陵をフィールドとして、野草教室やバードウォッチングといった自然観察会のほかに、土曜、日曜日のプラネタリウム投映の待ち時間等を利用した自然観察会等を実施しております。狭山緑地では、雑木林の会による炭焼きやタケノコ掘り体験、雑木林を楽しむ会などの催し物が行われております。なお、フィールドアスレチックを活用した催しなどは行っていませんが、市内外から小中学生を中心に利用していただいております。今後も狭山緑地周辺の自然環境を生かした事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、多摩湖畔に建立した女子フルマラソン記念碑の活用と多摩湖や周辺の利用についてであります。本年3月の多摩湖駅伝大会の開会式にあわせまして、日本初女子フルマラソン大会開催地記念事業の記念碑を、多摩湖駅伝大会のスタート・ゴール地点付近に建立いたしました。記念碑の設置により、多摩湖駅伝大会のさらなる盛会、あるいは周辺のすぐれたランニング環境のPR等に大きく寄与することを期待するものであります。それだけにとどまらず、散策やサイクリング等で記念碑の場所を訪れる多くの方々にも、これまで繰り広げられてきたスポーツ行事の歴史と伝統を知っていただき、多摩湖周辺の魅力をさらに高めてまいりたいと考えております。なお、記念碑の活用等につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、環境リーダーの育成についてであります。市の環境に係るボランティアは、主なものとして狭山緑地の保全を行っていただいている雑木林の会や、市内各所の公園、緑地及び子ども広場などの維持管理を行っていただいている緑のボランティアなどがあります。いずれの組織も高齢化が進んでおり、会員の確保に苦慮している状況でありますことから、啓発、募集における支援に努めているところであります。

次に、自然再生エネルギーの導入についてであります。市の施設におきましては、奈良橋市民センターに設置しておりますソーラーシステムによる太陽熱利用のほか、公園などに設置しております太陽光発電による

時計や街灯につきまして、自然エネルギーの活用をしているところであります。

次に、子育て関連施設の利用状況についてであります。幼稚園につきましては平成26年5月1日現在で1,034人となっております。認可保育園については、平成26年4月1日現在の利用数は1,895人、同じく認定こども園は97人、家庭福祉員は4人、認証保育所には27人、その他の施設が115人となっております。

次に、保育園入園と産休・育休の取得についてであります。育休を取得後、復職に当たって、お子さんが保育園に入園しやすくするためには、主に1歳児の十分な定員枠が必要になると考えております。引き続き全体の定員拡大も視野に入れながら、定員の確保に努めてまいります。

次に、延長・休日保育についてであります。延長保育につきましては、現在、市内保育園16園のうち13園におきまして延長保育を実施しているところであります。また休日保育につきましては、現在実施している保育園はございません。

次に、ファミリーサポートセンターについてであります。ファミリーサポートセンター事業は、育児の手助けを受けたい人と手助けをしたい人との相互援助活動を行う会員組織であります。当市では、社会福祉協議会に補助金を交付して、さわやかサービスの名称で実施しております。保育園などへの子供の送迎や預かり、臨時的な子供の世話などを行っていただける子育て支援事業であります。今後も社会福祉協議会と連携し、PRにより会員の増加を図り、子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、学童保育の一時利用についてであります。市では放課後の児童の安全確保と健全育成のために学童保育所を運営しております。児童福祉法の改正により、現在は対象児童が小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童とされているものが、平成27年4月1日から小学校に就学している児童に変更されることから、学童保育所の一時利用については、利用者のニーズに合った運営方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 女子フルマラソン記念碑の活用についてであります。本年3月に武蔵野美術大学の御協力のもと、市民投票等を経て、西尾康之先生の「水の精」の像を多摩湖駅伝大会のスタート・ゴール地点に設置をいたしました。これは日本初の女子フルマラソン大会の会場が水道施設であったことから、水道水による女性像がモチーフとなっており、その躍動感あふれる姿は既に多摩湖の風景に溶け込んでいると認識しております。この記念碑の設置を機に、多摩湖駅伝大会を盛会にすることはもちろんですが、例えば多摩湖駅伝大会の参加賞に記念碑のデザインを活用できないかなどの研究に加え、周辺の都立狭山公園を管理する指定管理者にも、その活用について相談をしているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ありがとうございます。

では、順次再質問させていただきます。

まず①の郷土博物館、狭山緑地、フィールドアスレチックの活用についてですが、市長は東大和の知名度を上げ、人を呼び、にぎわいを創出したいと述べて、そのために観光事業にも力を入れてきているかと思えます。そして、そのときの観光資源としてよく挙げられているのが、多摩湖、狭山丘陵、そして今回リニューアルしたプラネタリウムなどだと思います。これらの資源をどのように生かしていくのかということを知りたいと思います。

先ほど御答弁にもありましたけれども、郷土博物館や狭山緑地というのは、それぞれでは企画というのがあ

るかと思えます。6月1日の市報にも、郷土博物館の記事なども載っていましたが、まずプラネタリウムをリニューアルして、来館者がどの程度ふえてきたか、そのような状況をお聞かせいただきたいと思えます。

○社会教育課長（村上敏彰君） プラネタリウムの来館者でございますが、平成26年3月15日にリニューアルいたしましたプラネタリウムの入館者につきましては、前年の3月との比較をいたしますと、前年が1,106人に対しまして、本年が半分の開館日にもかかわらず1,931人と75%ほど伸びてございます。年間を通しますと、昨年が本年1月から3月14日までの2カ月半の休館日がありながら1年間で1万4,489人が、ことし来ていただきました。昨年は1万4,915人ですので、ほぼ同数、2カ月半の休館日がありながら、ほぼ同数の方にプラネタリウムをごらんいただきました。また、ことしの4月と5月分の比較でございますが、昨年4月のプラネタリウム入館者が639人に対しまして、ことしの4月は1,426人、5月は985人に対しまして1,436人と大幅にふえてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） リニューアルをしたということで、来館者がふえているということがよくわかりました。

それから、先ほどアスレチックについては、特にPRなどはしていないということなんですが、私、先日、立川の方にお会いしたときに、東大和ってどういうところが、おもしろいところがあるのというふうに聞かれました、プラネタリウムがリニューアルしたということを宣伝したんです。そしたらその方は、東大和にプラネタリウムがあるのというような反応をされていて、まだまだ隣の市なのに伝わっていないんだなというのを感じたところなんですけれども、立川の方はお子さんが、プラネタリウムを見にわざわざ六都科学館のほうまで行っているというようなお話を聞いたので、ぜひそういった近隣の市にも宣伝ができないかなというふうに感じているところです。

今回リニューアルしたということで、市内の方には随分周知をされて、人数もふえてきたと思えますけれども、やはり市外の方までそういった宣伝、PRなどをしていっていただきたいということが、今回、私の質問のポイントなんですけれども。

わざわざ遠くまで行かなくても、この近隣のところで、プラネタリウムですとか、それからそれだけじゃなくて、すぐ近くには狭山緑地の豊かな自然ですとか、アスレチックもあるんだということを、私は一体というか、まとめてPRできないかというふうに考えます。グリーンツーリズムなんていう概念もあると思えますけれども、そこまでいかなくても一日遊べるプランなどを提供できないでしょうかということをお聞きしたいと思います。

例えば親子プランみたいな形で、午前中は狭山緑地を散策して、お昼を郷土博物館の周りで食べて、その後、プラネタリウムを見学して、午後はアスレチックで遊べるというようなことを、何かプランみたいなものを立てたりとか、あとは私たちの年代ですと、東京都の都内の方は割と小学生のときに多摩湖などに遠足に来た方が多いと思えますけれども、そんな形で遠足にも使えるよというような形で、例えば保育園とか幼稚園とか小学生にこういう、学ぶこともできる、自然環境も学べるというような、そういったプランを提供できないかというふうに考えます。またプラネタリウムもありますので、授業のカリキュラムと合ったような体験学習ができるようなプランというのをつくって、PRしていったらどうかと思えますけれども、そのようなことをこれまで検討しているかというか、そういった企画というのはどういうふうに検討して、PRしていこうというふうにされているのかお伺いします。

○社会教育部長（小俣 学君） プラネタリウムがリニューアルをしまして、来館者は伸びているということは、

先ほど課長のほうからお話をさしていただいたところでございます。今年度の取り組みとしましては、市外の方も今後たくさんの方に来てもらいたいという思いを込めまして、今月からできることから始めてまいります。

1つは、他市の小中学校の校長会がございます。そちらにお伺いをして、他市の小中学生に来てもらおうということで、他市と連絡をとりながらお邪魔をして、校長会でPRをさせていただこうと思っております。そういうことで、例えば歳入がふえたりとか、もちろん来館者がふえたりしますので、そういうことを期待してまずやってみようということです。

それから、来週、指導室のほうで室課長会というのがあるということで、そちらにもチラシをお渡しして、室課長会というそういう全市的に集まるような方が来ますので、そこでもPRをさせていただくということで、東大和市のプラネタリウムを宣伝していきたいと思っております。

あとはその狭山緑地並びにアスレチック、プラネタリウムと博物館と絡めて、そういう一体的な事業ができないかというお話でございますけども、博物館は学習活動の一環で、狭山丘陵を使ってさまざまな学習活動しております。今度の6月8日にも、薬草を探そうという事業を行います。博物館で座学をし、その後、狭山丘陵に入って行って観察をすると、そういう事業もあります。ですから、博物館は学習活動の一環として、そういう狭山緑地などで活動もしてきております。非常に評判がよくていろいろ感想をいただくんですけども、非常にたくさんの薬草が咲いていることでびっくりしましたと、また観察に行きたいというようなお話も感想としていただいたりしております。そこに、今度はレクリエーション的な事業が加わるということになりますと、私どもの部を越えた事業になっていくのかなというふうには思います。そういうことから、担当部としては関係部署にお話を聞きながら研究をしていくというようなことになるのかなと思っております。

あと1つは、立川市ですけども、立川市のある学校では、郷土博物館に学習活動として来られることがあります。それで、学芸員がさまざま、東大和市の自然についてもお話をし、その後、狭山緑地で御飯を食べ、アスレチックで遊んで帰るといったような事業をしていることも承知しております。そういうことは一つの例ですけども、博物館の事業としてはなかなか枠を超えていくような話になるのかなと思っておりますので、関係部署に話を聞きながら研究していきたいと思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) これまでもというか、今現在もさまざまな工夫をして、また活用していこうということがよくわかりました。他市の校長会などにもPRに行っていたらいいということで、そのときに何を持っていくかということだと思いますけども、その魅力を存分にPRできるようなものを、ぜひ提供していただきたいと思いますというふうに思います。

私としては、まあ担当が分かれるということなんですけれども、ぜひそういった東大和のあの地域全体を拝見していただきたいというふうな思いもあるんですけども、そのアスレチックについては本当に、せっかくあるのにとってもったいないというか、私も子供を連れて行ったことがあるんですけど、本当に人が余りなくて遊び放題で、ほかの人も来ればいいのになというふうに感じているんですけども、ここについては今担当は環境課のほうになるのかと思いますけれども、活用という点についてはどのようにお考えでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 管理をしている担当部は環境部になりますが、フィールドアスレチックにつきましてはもう、木製ということもありまして修理等も適宜実施はさせていただいております。また事例といたしましては、特に夏場近くになりますと、たまたま電話等でのお問い合わせで、埼玉県東のほうから、どのように行ったらいいのかというような問い合わせなどもいただいております。それなりに知ってる方は知ってい

るのかなというふうには思っております。特にこういった施設のものでありますことから、小中学生が使うケースが多いというふうには思っております。実際にこの活用をということになりますと、実際にはこれを使って遊ぶことが一つの活用でございますので、特段このフィールドアスレチックだけを取り上げてどうというのは、大変難しいのかなというふうには思っております。先ほど社会教育部長のほうからお話がありまして、また議員のほうからもお話がありますとおり、この狭山丘陵全体を活用した中の一つの位置づけという形での活用を、考えていく必要があるのかなというふうには思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 私も本当にそのように思いますので、ぜひ、例えばこのアスレチックにしても、活用というか、人に来てもらうという意味で私は言っているんですけども、アスレチックの遊具一つとっても、何かおもしろい名前とかがついてたら、やってみようという気持ちが湧いてきたりということで、何もないというわけじゃなくて、そういうものがせっかくあるのに、それをもっと利用していただきたいというのが私の考えなんですけれども、またアスレチックのところは、ちょっと場所が広いというのもあるんですけども、あと高低差がかなりあるので、影になるようなところがあったりとかで、なかなか保育園の方も全体が見渡せないということで、使うのにちゅうちょするなんていう話もちょうと聞いたことがあったりとか、あとあの部分にはトイレや水の——水はあったかな、トイレがちょっとなかったように思いますけれども、トイレですとか、あと駐車場のことですか、そういった人が来るということには、そういった整備というのが必要になってくると思います。そういった整備があつてこそ、そこにあるものが生きていくと思いますので、そういったことも今後考えていっていただきたいと思います。

今回このプランということ、私のほうからも言ったんですけども、このプランをできないかというようなことを言いたいのも一つなんですけれども、そういった企画ですか運営などを、私は行政、今、社会教育部の担当の方が一生懸命考えていただいていると思いますけれども、行政だけが考えていくということだけではなくて、例えば周辺の大学の大学生の方のアイデアとか、それから市民のアイデアとか、そういった柔軟なアイデアを、企画などを募集して、市のほうはあの場合をどうやって活用したらいいか、その場の提供などを一緒に考えていくような、そういったような進め方が今後できたらなというふうに考えています。

次に、多摩湖のほうに移りたいと思います。

多摩湖畔に建立したフルマラソンの記念碑の活用と多摩湖や周辺の利用についてですけれども、さまざまな形で記念碑も活用していきたいということだったんですが、まず初めに、この記念碑をあそこに建てたということで、私の周りの方からは、どれくらい費用がかかって、それだけ費用をかけてどうだったのというような声を聞いたりとか、あと突然建てたので、どうして建てたのというようなことをいろいろ聞かれたということがあるので、市民の方にどれくらい関心を持ってもらっているのかとか、あとは周知されてるのかということが、ちょっと疑問に思うことがありましたのでお聞きしたいと思います。

これを建てるときの昨年の予算委員会のときにも、私を初めほかの議員からも、建てるなら寄附を募って、市民に関心を持ってもらったらどうかというような御提案もさせていただいたりしたんですけども、結局はそういうことにはならず建っていたと思います。その後、アンケートをとって、アンケートの結果でデザインを選んでいったということは、私はいいことだったなと思いますけれども、そのアンケートの結果、どのくらいの方が投票していただいたかとか、ちょっとそのあたりをお聞かせください。

○社会教育課長(村上敏彰君) 記念碑のモニュメントの投票につきましては、10月15日から23日の9日間、市

役所や公民館、市民センターやインターネットなど、15カ所で実施をいたしました。投票総数は97件でした。そのうち62件が、今回の水の精像への投票でした。本来であればもっと長い期間、投票期間を長くしたかったのでございますが、設置場所の調整が難航いたしまして、武蔵野美術大学のほうでは、設置場所が決まらなるとモニュメントのイメージがつかれないということでしたので、結果的に制作にかかる日程と設置場所の決定の期間が迫ってしまいましたので、結果的に9日間しかできなかったということでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) いろいろな理由があつて、周知する期間も短くなってしまったのかなという気もしますけれども、せっかく建てるということで、職員の方の意欲というのはすごく感じられたところなんですけれども、それに対して市民の、割と私の周りでは冷たい反応だったりしたので、そういったことにならないためにも、やはりぜひ今後、何か取り組みとかPRを積極的にしていかなければならないのかなというふうには感じているところです。

昨年の予算委員会のときにも、この記念碑を今後も活用して全国にPRをしていって、広めていきたいというような発言もあつたかと思えます。先ほどちょっと御答弁の中でも少しありましたけれども、このPRというか、この活用を具体的に、まあ多摩湖駅伝のときにはわかりました。多摩湖駅伝のときには、これを除幕式などもやって非常に注目されたと思えますけれども、その後についてはどのように考えていくのか、もう一度教えてください。

○社会教育部長(小俣 学君) モニュメントの設置に至りましては、市民の皆さんの御協力を得て建てることのできたと、そういうふうにご覧でございます。お話のありました活用でございますけれども、現在も考えておりますけれども、これはほかの議員の方々も御提案いただいたこともございますが、例えばトロフィーとか、あとメダル、それからグッズなんかにもできないかとか、そういうことは考えているところでございます。またあわせて水の精の像をモチーフにしたロゴマークとか、そういうものを使っていきたいというふうには考えているところでございます。全市的にも、この水の精につきまして、活用していただけないかというのは、今後も関係部署にもお話ししていただきたいと思っております。いずれにしましても非常に高い、高かった、そういうふうに御批判いただかないように、活用についてはこれからも考えていきたいと思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) いろんなデザインに利用していくということなんですけど、予算委員会ですとかそのあたりで、この女子マラソン記念碑を起爆剤として市をアピールしていきたいというようなことも話があつたんですけど、私その起爆剤という話を聞いたときに、ああこれが建って、これを見に来る人がどんどん来るんだというようなイメージを抱いたんですね。今のPRの仕方ですと、デザインに使ったりということで、この記念碑のところに来るって、人を呼ぶというイメージではないのでしょうか。私はそのところが、まあこの記念碑を建てることによって、多摩湖やその周りに人が集まってくるというようなイメージがあつたんですけど、そのあたりはどうなんでしょう。

○社会教育部長(小俣 学君) 記念碑の碑文にもございますけれども、目的としましては市民のスポーツの振興、健康増進並びに地域経済や文化振興につなげていきたいと、そういう内容を碑文に盛り込ませていただいているところでございます。現状では、一義的にはスポーツ振興に、まずは役立てたいというのが、私ども念頭にはありますけれども、そういう中では多摩湖駅伝がますます発展するために、それからその事前の練習とかで来る方がふえるように、そしてあわせてランニングをする方もふえるようにと。そういうスポーツシーンの中で、

東大和市の多摩湖、そして水の精を見ていただきたいという気持ちはございますので、今後もそういうスポーツ振興にまずは役立てていきたいというところはありますけども、さまざまな事業に取り入れてもらえないかというところは、他の部署にもお願いをしたりしていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 社会教育部のほうでやられているということで、そういったような御答弁だと思いますけれども、例えばこの観光のほうでいくと、そういったことも含めて、この多摩湖に人をどうやって呼んで、にぎわいを創出していくかということは、多分お考えになってると思いますけれども、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○市民部長(関田守男君) 観光という視点での御質疑でございますけども、観光の最終的な目的は、地域を活性化して、そして産業振興に役立てるといふようなところが一つございます。今までの御質問の中で、いろいろとアスレチックでありますとか、あるいはプラネタリウム、そして今回はフルマラソンの記念碑といったようなお話でございましたけども、これらは非常に当市においては観光資源の重要な一つであるというふうにご覧しております。そうしたことから、これらを活用して、例えばイベントを組む場合には、現在もウォーキング等のイベントを実施してございますけども、そういった対応は今後も充実させていきたいと。またイベントを、一つのイベントだけでなく、同時に開催する等、例えばうまかんべえ〜祭のときにウォーキングのイベントも同時実施しております。こうしたことから相乗効果を生んで、にぎわいのあるまちにしていくということは考えているところでございます。

○4番(実川圭子君) 何かイベントでも何でも仕掛けていかなければ、やっぱりにぎわいというのはなかなか出てこないというのがあるかと思えます。例えば多摩湖の場所にしてもそうなんですけれども、市では観光の方面で魅力ある食というようなテーマで、うまかんべえ〜祭なども行っていますけれども、やっぱり魅力的な食べ物があったら、人っていうのはやってくると思うんです。多摩湖は武蔵野市のほうからずっと自転車で通ってこられる。それで最後、坂を上って、「ああ、多摩湖が見えた」って行って、終着点のようなところにもなるんですけれども、そこでなかなかこう、じゃちよっとおいしいものでも食べようかという気にはなると思うんですけれども、そういう場所が今ないんですね。そういうところをつくれば、もっと楽しんでもらえるように思うんですけれども、そういったところを産業振興と連携して、やはり考えていっていただきたいなと思えます。せっかくいい資源があるのに、それが観光というところにも力を入れているのに、そこが何かばらばらにね、やっぱり取り組んでいるような感じがしましたので、今回このようなことを質問させていただきました。ぜひ社会教育部とか環境部とか産業振興とか、いろいろ役割はあると思いますけれども、東大和の魅力をアピールして人に来てもらうということでは、やはり連携して取り組んでいっていただきたいことだと思いますので、ぜひ今後よろしく願いいたします。

それでは、次の環境リーダーの育成についてをお伺いしたいと思います。

東大和の中でも、雑木林の会ですとか緑のボランティアですとか、既に市民の方が活躍しているという場面があるというのは、私も承知してるところです。今回、建設環境委員会で視察に行った先で私が感じたところなんですけれども、視察先では環境課の職員だけではなくて、市民の方が、例えば環境パートナー会議というような団体をつくったりとか、あとはNPOのまちづくり研究所というところが、行政と一緒にやって事業を進めているという姿を見てきました。どちらもお話を聞くと、最初は行政主導で公募した市民が会議と一緒にしたりとか、市の基本計画などを一緒に作成して行って、その中からそういったグループができて、一

緒に活動しているというのを見てきました。雑木林の会なども、初めは市民講座から始まったというようなこともお聞きしているので、そういったことが当市でもできないかなというふうに考えます。

まず当面のところ、環境基本計画というのが来年から2カ年で見直しというか、策定の計画というようなことを都市計画のほうで見させていただいたんですが、そういったところに市民が一緒になって参画していくということはお考えでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員からお話がありました現在の東大和市環境基本計画につきましても、見直しをというか、期限の関係もございまして、現在のものが平成28年度までの10カ年の計画という形でできておりますので、29年度以降の計画の策定の準備に入るという形になってございます。現在の策定に当たりましては、環境基本計画の策定本部というものを、当時、助役を筆頭に各部長職で構成しておりまして、その下部組織で策定部会というもので、これは課長職で組織をしている部会でいろいろ議論をさせていただきながら、また審議会のほうでも御議論をいただいて策定をしたところでございます。

今後につきましては、まだ未定なところもございます。当然こういった計画でございまして、市民の皆様の御意見は頂戴する必要があるというふうには考えておりますが、そういった組織的なものにつきましては、今後の課題になろうかなというふうには思っております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 今回視察に行った滝沢市というところでは、その環境基本計画を、今、第2期というのを使っていて、第1期のとき、10年ほど前っておっしゃってましたけれども、そのときには市民の方が16名ぐらいですか——入りまして、全体でも44名ぐらいの大きな会議で策定していった、その計画ができた後に、その市民の方が、このままではやりっ放しになってしまうというか、かかわっていきたいということで、環境パートナー会議という会議をつくり、そこでこの環境基本計画の進捗をチェックしている担当とか、実行する担当とかというのが分かれて、もう行政と一緒に、計画を立てるだけでなく実行もかかわっているという姿を見てきましたので、ぜひそのような形になれば本当に市民のための計画にもなっていくのかなというふうに感じてますので、ぜひそのあたり御参考にさせていただけたらと思います。

それから環境リーダーという言葉を使わせていただきましたけれども、私のイメージとしては、市民がリーダーになって活躍しているということで頭に思い浮かぶのが、福祉のほうでやっていらっしゃるゆうゆう体操の介護予防リーダーの活動がありますけれども、養成講座を受けた方が各地でサロンのリーダーとして活躍しているという、この活動は私にとってもいい活動だなというふうに思っているんですが、そういった形で環境のほうでも、同じように市のほうで何か養成講座のようなものを開いて、それに参加した方に各地の地域で活躍していただけるということがあれば、きめ細かい活動もできていくんじゃないかなというふうに考えますけれども、その点についてはいかがでしょう。

○環境部長（田口茂夫君） 高齢介護課のほうで行っております元気ゆうゆう体操のリーダーさんですね、こういった形も大変いいことかなというふうには考えております。しかしながら、環境という分野につきましては大変広い分野でございます。雑木林の会ですとか、先ほど市長のほうからも御答弁いただきましたように、雑木林の会はあそこをフィールドにして活動していただいておりますが、環境の中ではごみの問題をやられているところの組織ですとか、いろんな多種多様な活動をされてる方々もおられます。そういったところで環境全般を扱うとなると、やはりなかなかそこら辺は難しいのかなというふうに思っておりますので、現在も雑木林の会とは少しお話をさせていただいて、今後、何か雑木林の会員をふやすためにも、何かそういったこと

ができないかということは御相談をさせていただいておりますので、そういったところから少しずつ進めていければなというふうには思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 本当に環境でやられている事業というのはたくさんあるので、まあ全体というと本当に大変だと思いますけれども、ポイントを絞って、この部分、例えば花をまちに植えよう、植える活動を進めるとか、あるいは今度、ごみの有料化が進められていますので、例えばごみ減量アドバイザーとかリサイクルのお助けリーダーとか、例えばリサイクル、これはどっちに分けたらいいの、燃やすごみなの、リサイクルなのなんていう本当に細かいことがわからなかったりということもありますので、そういったことをアドバイスできる人をつくるとか、何かアイデアで、そんな広げなくてもポイントを絞ったことというのもできるかと思えますので、今後いろいろ考えていっていただきたいと思えます。

先ほど御紹介した滝沢市というところでも、環境課の職員というのは5名ほどで、その5名の中で26事業をこなしていたんですけれども、滝沢市は市全体でも住民自治日本一を目指すということで、住民の方と一緒にやっていくという姿勢がすごくある市なので、ぜひそういったことを参考にして、現在、環境課で行っている事業で市民の方にリーダーになって進めてもらえるようなことを一緒にやっていくという姿勢で、取り組んでいただけたらなというふうに思えます。

それから、では次の自然再生エネルギーの導入についてお伺いしたいと思います。

現在は奈良橋市民センターの屋根の上ですとか、あとは公園の街灯や時計ということでやっているということなんですけれども、公共施設以外で自然エネルギーを使ってる、例えば市民の方もそうですけど、市全体で太陽光がどれくらい普及してるかとか、そういったことを調べて調査したりということはあるのでしょうか。

○環境課長(関田孝志君) 市民における活用状況については、調査等は実施しておりません。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) それでは、市のほうの第四次の基本計画のほうでは、新エネルギーの推進という言葉が出ているんですけれども、それについてはどういった方向で考えているのか教えてください。

○環境部長(田口茂夫君) 環境基本計画の中におきましても、公共施設における再生エネルギー利用システムの導入促進ということで、公共施設につきましても、そういったものの活用を図っていこうというふうな考え方の記載はございます。そのようなことから、一部ここで新しく建設の予定がございます給食センターなり、市が建設ではございませんが、(仮称)総合福祉センターなどにおきましても、太陽光の利用などもされていくというふうには承知はしてございます。今後、公共施設の最適化なども行われていくということになりますので、今後こういった施設の統廃合ですとか新たなる建設に際しましては、こういった自然再生エネルギーの導入を検討していく必要があるのかというふうには考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 新しく建てる建物にはつけやすいですけれども、なかなか既存のところにはつけていくというのは難しいのかなという気もしているんですけれども、例えば震災以降、太陽光パネルというのもすごく注目を浴びていて、自分の家にはつけられないけれども、市民が出資をして、どこか場所を貸してくれるようなところにパネルを建てるなら、出資というかね、お金を出してもいいわというような市民の方もいらっしゃるって、ほかの地域では都内でもそういった市民の方がグループをつくって、共同出資してパネルを設置するというような動きも出ているところなんですけれども、例えばそういったような市民の方がいたときに、この

東大和の中で公共施設の屋根を貸してくださいっていったときに、貸せるような場所というか、そういった要望があったときに貸し出しというのはできるのでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 公共施設の一部を貸与というふうな形のことですが、現状そういった貸与自体をなかなかしてるケースもございませんので、検討がなかなか進んでいないというところになるうかと思えます。全て最初からだめだという答弁をするつもりはございませんが、そこは検討の余地があるのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ありがとうございます。なかなか答えにくいところで、ありがとうございます。

公共施設の屋根貸しについては、青梅市や八王子などでは、何か公募という形でやられてるようなので、そういったところも今後ちょっと研究をしていただきたいと思います。自然環境にはいいことなんですけれども、やはりお金がかかるということで、市がお金を出して、じゃ学校に全部のせよというようなことも、なかなか当市ではできないかと思えます。全てを市がお金を出してやることはできないにしても、そういったよい取り組みが市民から提案があったら、ぜひ一緒に考えていけるような方法で進めていただきたいと思います。

環境というのは、よくする、あるいは保全していくのには非常にお金もかかりますけれども、市民一人一人が取り組んでいけば、それが大きな力になっていくかと思えます。市民の力をいかに取り入れていくかが、私、今回、視察に行って一番感じたことです。視察と一緒に同行していただいた副市長、ぜひこの環境のことで市民や民間の力をかりるという点について、御見解をお伺いします。

○副市長（小島昇公君） 建設環境委員会の視察に同行させていただきました。岩手県のほうの先ほどお話ありました滝沢市と葛巻町、紫波町ですかね、1市2町を見させていただきました。そういう中で、今この自然再生エネルギーの関係も非常に驚いたんですけど、総論でやっぱり驚きましたのは、せっぱ詰まっているということですね。やはり人口が7,000人しかいないと。市の予算に対して、住民税が9%ぐらいしかないというようなところで、やっぱり自分たちのまちをどうやって生きていくかという、その必死さを一番感じたというのが正直なところですよ。

自然再生エネルギーの関係でいいますと、私、初めて見た部分があったんで、風力発電が一番驚いたんですよ。その山の尾根のところには11基ほど、非常に大きな風力が立っておりまして、その真下まで連れていっていただいたんですけども、その大きさ、音、すごいものができてるなど。やっぱり生き抜くためには、これが必要だなというのを強く感じた。そういう中で、やはり場所に応じて選べるものも違うのかなと。それから市民の皆さんの御協力というところも、やはり行政側が皆さんに情報を出しながら協力を得ていく必要があるのかなと。危機感を共有しないことには、どうしても都市部につきましては、財政的に苦しい苦しい、東大和も苦しいわけですが、岩手県の過疎のところと比べますとね、やはりその周りの裕福な区と比べると非常に厳しいわけですが、岩手県のそこから思うと、やはり人口が減少してきますよという中でも、まだ大和の場合も若干伸びているというような、そういう好条件に恵まれてるために、危機意識がやっぱり少し足んないのかなというところを強く感じましたので、その辺の共有を持って行政としては進めていくべきかなというのを、今回の視察では強く感じました。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ありがとうございます。本当に危機意識を持って取り組んでいる方の力というのはす

ごいなというのは、私も今回の視察で感じたところですので、そういったところを市民の方の気持ちですとか、一緒に共有しながら、ぜひ環境の取り組みを進めていただきたいと思います。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時53分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） では、次の子育て支援について質問させていただきます。

先ほど市長答弁のほうで、主な子育て支援の施設のこの利用人数をお聞きしましたが、今回、私、資料要求をさせていただきまして、ゼロ歳から5歳までの年齢別の保育関連施設利用状況と、そのゼロ歳から5歳までの人口と、あと幼稚園の補助金の関係で資料要求させていただきました。資料要求のほうで、ゼロ歳から5歳までの年齢別の人口は記載していただいたんですけども、その年齢ごとの保育関連の施設の利用状況などが、今回未集計ということだったんですが、もし集計の結果がわかりましたら教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 保育施設等の利用状況でございますが、市内の施設、市外の施設、ともに合計で申し上げます。零歳児につきましては、幼稚園、認可保育園、認定こども園、家庭福祉員、認証保育所、その他の認可外保育施設、これを合計ということで申し上げますが、159人、1歳児につきましては322人、2歳児につきましては366人、3歳児につきましては731人、4歳児につきましては788人、5歳児につきましては806人、合計で3,172人。こちらの方々が、いずれかの施設を御利用なさっているということでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ありがとうございます。

それで今教えていただいた数字と、その人数を見ますと、例えば4歳児、5歳児当たりですと、その人口と通ってる方の人数がほとんど一緒だということで、ということは施設の定員というのも足りてるというふうに考えていいかと思います。3歳児については、ほぼ90%ぐらいの子が何かしらの施設に通ってるというようなことが、今の数字でわかったかと思えます。ですので、今待機児童のことが話題になってますけども、考えていかななくてはならないのはゼロ歳、1歳、2歳児、そのところだというふうに思います。

その2歳児にしても、人口が、いただいている26年4月1日現在ですと2歳児の子が753人いて、今、何かしらの施設に通ってるお子さんが366人ということで、ほぼ半数ぐらいの子が何かしらの施設を利用してるというふうに、この数字でわかるんですけども、世の中一般で言われているのは、施設の整備状況が、都内ですと今4割ぐらいあればまあまあだというふうにも私、聞いていたんですけども、東大和ではもう5割の子が通ってるということで、ニーズが本当に上がってきてるんだなというふうに感じてます。

子育て支援アンケートなども、まとまったところだと思いますけれども、今教えていただいた数字は、実際にどこかに通ってるお子さんの数字を教えてくださいたいんですけども、まあ実際に通ってなくても、通わせたい希望があるってというようなことをアンケート調査で調べているかと思えますけれども、ゼロ歳児、1歳児、2歳児、それぞれ人口に対して何%の方が何らかの施設に通わせたいと思っているのか、そのアンケート結果から、数字がありましたら教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） ただいま御質問いただきました件でございますが、零歳児、1歳児、2歳児のお子さんの人数を人口で割ってみますと、例えばゼロ歳児につきましては22.8%の方、1歳児につきましては

42.4%の方、2歳児につきましては48.6%の方が、いずれかの施設を御利用されているということです。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) それは現在の数字だと思います。アンケート調査のほうで、実際に預けたい、今は預けてない人でも、預けたいと思ってるというようなことを、多分アンケートで聞いていて、それが本来のニーズだということで調べているかと思えますけれども、そのパーセンテージはわかりますでしょうか。

○保育課長(宮鍋和志君) なかなかアンケートの数字が、そのまま直に生かせるかということで今検討しておりますので、きょう用意している数字は、待機児童のほうを、じゃ人数に入れたらどうかということで計算してきました。ゼロ歳児につきましては、旧定義のほうで12名、待機児童いらっしゃいます。1歳児につきましては、32名の方が待機児童いらっしゃいます。2歳児につきましては18名の方が、旧定義ということですね、待機児童いらっしゃいます。そうしますとゼロ歳児につきましては171人、1歳児につきましては354人、2歳児につきましては384人ということで利用が、御希望があるということで考えますと、零歳児につきましては24.5%の方、1歳児につきましては46.6%の方、2歳児につきましては50.9%の方、こちらの方が待機児を含めて御利用の希望があるというふうに考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 私もアンケート結果を見て、ちょっと驚いたんですけども、本当ならいろいろな制約などなければ、制約というか、何か条件などを特に設定しなければ預けたいというニーズを、本当はアンケートの結果から引き出せたらいいんじゃないかと思ったんですけども、実はこのアンケートではそういったところがちょっと聞けてないような感じがしたので、今お聞きしたかったんですけども、いずれにしても待機児ということでも、かなりその人口に対して預けたい人の希望がある。さらに実際に預けたいという希望がある人はもっと、私は多いかと思えますので、今後定員ということを考えていくときに、やはりそこまでもきちんと考えていかなければならないかなと思えますので、ぜひアンケート結果、いろいろな角度から検討して分析していただきたいと思えます。

それから、この資料要求したものについてですけども、もう1点、私立幼稚園等に通う園児に対する補助金額ということで一覧表をつけていただきました。こちらのほうは、ぜひ皆さんに見ていただきたいと思えますけれども、東京都の中で区市町村が独自に幼稚園に通う子に対して、軽減事業ということで補助金を出しているんですけども、その補助額についてなんですけども、一覧表を見ますと東大和市は東京都の区市町村の中でほとんど最低ラインということで、この件についてはアンケート調査の自由記述欄にも出ていましたし、市長のタウンミーティングの中でもいろいろ御意見が出てたと思います。来年、子育て新制度が変わったときに、保育料については国は上限を決めますけれども、それを超えない範囲で市区町村が独自に設定していくことになっていくかと思えますけれども、このあたりについて御見解をお伺いします。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 来年度から幼稚園に通うお子様に対する補助ということでございますけれども、事業につきましては国、東京都も事業を継続するだろうということですけども、来年度以降、現在と同じように私学助成を受けている幼稚園につきましては、従来どおり保護者に対して補助がありますけれども、新しい制度にのった場合に、その分につきましては保育園に払う費用のほうに含まれますので、補助金はなくなるということでございますので、今ある幼稚園が来年度に認定こども園に移行するのかどうかというのは、まだ現在でははっきりしておりませんが、そこでいろいろ、どれぐらいの価格になるのか、公定価格でございますけれども、そういうところを見まして補助をする制度が残る幼稚園に対しては、検討していかなく

ばならないというふうには認識してるところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) まあ制度がどのようになるかというのも、まだこれからというところもありますので、どうしてほしいということはここでは言えませんが、この一覧表を見ますと、例えば東大和は今、月、東大和として補助を出している額が1カ月2,100円と出ているんですが、まあ極端な、一番高額に補助を出しているところ、江戸川区なんですけども、1万9,800円、出しているところを見ると、ああその区は子育てにすごく力を入れてるんだなというような印象もあります。せめて、余り不公平感を感じさせないような設定をしていただきたいと思います。アンケート調査の中でも、他市に引っ越したいとか損をしたというような声が聞かれたりともしてしますので、市を支えている子育て世帯というのを少しでも応援できるように、少なくとも不公平感を感じないような料金の設定をしていただきたいと思います。

では、次の2番目の保育園入園と産休・育休の取得についてに移ります。

こちらについては、同じ子ども・子育てニーズ調査によりますと、育児休業中の方の回答で、1歳になる前に復帰したいというふうに回答した人は8.3%しかいませんでした。それから育児休業の期間が、今その会社などによっても違って、3年間とれるというところもあるんですけども、3年間育児休暇がある方については平均で25.22カ月、約2歳ちょっとですね——で復帰したいという希望が一番多かった。同じこの調査の中で、実際に復帰した時期については、まあ平均で約11カ月、1歳弱ですけども、じゃ実際に復帰したいという希望、何か月ぐらいで復帰したいかというふうに希望を聞いていて、その希望については17カ月というふうに、育児休業とかきちんととれたら17カ月ぐらいで復帰したいと思ってるけども、実際は11カ月で復帰しているという、その間には6カ月の開きがあるという結果が出ています。

こういったこととあわせて、じゃどうして実際早くなってしまうかという原因もアンケートで聞いているんですけども、その原因が、復帰のタイミングについてが、年度初めの入園に合わせた、つまり4月から保育園に入園というのがあるので、それに合わせて復帰したという答えが、母親では76.9%という、多くの方がそういうふうに答えています。どうして年度初めに入園を合わせたいのかということに対しては、希望する保育園に入りたいという答えが6割以上でした。つまり、本当は1年間の育児休暇をとりたいところなんですけども、希望する園に入れないから早く復帰する、あるいはおくらせて復帰するというのが現状のようです。実際ほかの市であったということをお聞きしたんですけども、4月の入園の時期に合わせないと入れなくなるので、手続をもう早くしてくださいというふうに、職員の方からそこでは勧められたということがあったそうです。私は、やっぱりこの育児休暇というのは、子供にとっても大切な期間というふうに考えますので、希望がある方にはしっかりとれるように環境を整えていくのが、本来の行政の仕事だと思いますけれども、そのあたりについての御見解をお伺いします。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 私たち子ども生活部は、子供の施策も抱えておりますけれども、あと担当しておるのが男女共同参画とか、ワーク・ライフ・バランスというところも担当してるところで、育休を推し進める部署でもございます。そんな中で、育児休業、制度としてあるものをもっと進めていくということもありますけれども、何分、保育園につきましてはやはりまだまだ供給のほうは足りないというようなところがございますので、その辺が非常に相反した課題だというふうに思っておりますけれども、やはり本来であれば育児休業、いつでも復帰していただけるに見合った受け入れ体制があればいいんですけども、何分、現在、保育士が非常に不足していると、なかなか確保できないというところで、通常ですと今の定員、1,900人までここで

拡大いたしましたけれども、年度途中はそれを面積と、あと保育士の余裕があれば、弾力的な運営ということ
で定員の拡大ということもできますけれども、それもできないような状況でございます。

今後につきましては、現在ある、やはり資源ですね、保育園だけではなくて幼稚園のほうも、幼稚園のほう
の入園状況でしょうかね、それを見ますと毎年六、七割ぐらいの入園率でございますので、やはり3割程度は
定員に余裕がございますので、そちらのほうにも注目いたしまして、認定こども園ということであれば、幼稚
園や保育園的なことも可能でございますので、そちらのほうも検討していければいいかなというふうに思っ
てるところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) きちんと育児休業、とれる方にはとっていただきたいというのが趣旨なんですけれども、
年齢が小さければ小さいほど、本当に1カ月の違いというのは大きいので、年度途中からでも希望の園に
入ることが保障されるような運営を、ぜひしていただきたいなと思います。

今部長がおっしゃられたように、柔軟な対応ができる場所ですか、あと認定こども園ですか、それを広
げていったりとか、あとは年齢が小さい子については、家庭福祉員とか小規模保育などというのがあります
ので、そういったところをうまく活用して、1年間、育児休暇をしっかりとって、その残りの部分はそういった
ところで過ごして、4月から希望の園に入るとか、そういったこともできるかと思います。国のほうでも、小
規模保育と、それから幼稚園、保育園の連携ということで、連携施設という考え方もしているようです
ので、そういったこともきちんと、例えば小規模保育に入ったらちゃんと4月からは希望の園に入れるような連携を
とっていくとか、そういった工夫もしていただきたいと考えています。

それから、次の延長・休日保育についてです。

先ほど御答弁の中では、今保育園の中で16園中13園が時間延長していて、休日保育はやってるところはない
ということでしたけれども、時間延長してるところは何時までが何園なのかということをお聞きしたい
のと、今後それについてふやしていく計画があるかどうかをお聞きします。

○保育課長(宮鍋和志君) 13園中、1時間延長が12園でございます。2時間延長が1園でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 今後ふやしていく計画など教えてください。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 今年度、新たに開設いたしました玉川上水保育園でも始めまして、あと4月
から建て替えをいたしました、建て替え、移設ですね——しました大和東保育園でも始めたというところ
でございます、現在13園になりました。ただ、あと3園、未実施のところがございます、その中で駅に近い
ような保育園もございますので、来年度に1園と協議したいなというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 休日保育については、特に考えてないということでしょうか。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 先ほど来、実川議員のほうから、ニーズ調査の中で、自由意見の中で、休日
もやっていただきたいというような御意見は何件かいただいているところでございます。通常の休日保育とちよ
っと違うのかもしれませんが、平成23年8月に、震災以降、電力不足で非常に大企業が平日を休んで土日に、
電力需要が少ない土日に勤務をするというようなシフトをやった時期がございます。平成23年の7月から9月
ですけれども、そのときに休日保育というのをやった経過がございます。

今、認証保育所の早樹保育園ってあるんですけども、そちらのほうで1カ所で集中して登録制でやったとい

うような経過がございまして、そのときには3カ月間やったんですけれども、実際延べ人数で23名の利用があったということで、通常の日曜勤務の方はちょっと対象外というところで、ちょっと比較にならないかもしれませんが、今年度、新たに開設いたしました玉川上水保育園が、事業者を応募したときに、まず年末年始保育をやってみたいというような提案がございましたので、休日保育をやる前に、まず玉川上水保育園で、まあ一園に集中させるという方法になるかと思っておりますけれども、そちらのほうについて提案がありましたので、今年度の本年の年末に向けて、開始できるかというような協議をしたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 延長保育については、いろんな希望があるかと思っておりますけれども、私自身の考えとしては、登壇でも言いましたけれども、長時間保育というのは、やはり子供にも負担がかかってきますので、慎重に進めていったほうがいいかなというふうには思っておりますけれども、でも実際、現実問題として働いている方の中では、現在でも保育園のお迎えに、時間に間に合わないで、人に頼んでお迎えに行ってもらって、そこのおうちで見てもらったりとか、自宅に連れてきて自分が帰るまで見てもらったりというような、二重保育というか、そういったようなケースでやっている方もいらっしゃるようです。そうすると経済的にも負担もありますし、子供にとっても園でずっと過ごさないで、また帰ってきて別のところに行ってしまうということになると、負担もかかるのかなというふうに思います。でも一方で保育園から自宅に送ってもらって、自宅で見てもらったほうがいいのかというお子さんもいらっしゃると思いますので、どちらの支援もあってもいいと思いますけれども、そういったあたりについては現在市では何かサービスというか、お迎えについての支援などはあるのでしょうか。教えてください。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 先ほど市長のほうでも答弁いたしましたけれども、社会福祉協議会にお願いしているさわやかサービスは該当になるかと思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) そういったところで、公的なサービスがしっかり質を確保していかないと、皆さんも御記憶だと思いますけれども、3月にベビーシッターの事件がありまして、インターネットで探して預けてしまうようなことに頼らざるを得なくなってしまうというような状況もあるかと思っておりますので、このあたり本当に質の確保というか、子供にとって負担が少ない環境にしていくということが重要になると思っておりますけれども、その質の確保ということについてはどのようにお考えでしょうか。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 来年度から新たな子ども・子育ての制度、始まりますけれども、その中で国が言っておるのが、量の拡大、それから質の確保ということでございますけれども、やはり安全確保の面からいくと、やはり質の向上でしょうか、そちらのほうに重きを置かなければならないというふうに思っておりますけれども、国はやはり財源不足ということで、まずは量の拡大をしたいということでございます。市にありましては、これから保育士不足を解消するために、新たな制度等も導入するなんていうことも検討しているようでございますけれども、やはり現状におきましては各施設におきまして、現在ある資格要件というものは遵守していきたいなというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 先ほどさわやかサービスのお話も出ましたけれども、次のファミリーサポートセンターについてにちょっと移りたいんですが、この事業、社協で行っていて、相互援助というか、助ける側と助けられる側が相互でやっていくということなんですけれども、一方で同じようなサービスで、ファミリーサポート

センターというのが、これ厚労省が進めていると思いますけれども、そちらのほうにこのさわやかサービスの子育ての部分に移行させる検討というのを進めるということが、次世代育成計画の後期の中でも取り上げられていたので、私は23年の9月の議会の中で少し質問させていただいたんですけども、そのときはさわやかサービスを充実させ、しばらく経緯を見ていくという御答弁をいただいています。その後、何か移行について検討してきたことはありますか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、実川議員がおっしゃったように、次世代育成支援計画、今年度が最終年度でございますけれども、その中で移行の検討をしなければならないというところは認識しております。昨年度の年度末、ことしの3月でございますけれども、そういうこともございますので、私が社会福祉協議会のほうに出向きまして、これについて来年度——今年度ですけれども、協議をしていきたいというようなところを事務局同士でお話をさせていただいたところでございます。そんなところで、社会福祉協議会のほうも、やはり高齢者だけではなくて、子育てのほうにも手を広げていきたいということで、なごやかサロンというのも起こしてるようでございますので、それについて、それに関してのですね、市のほうも周知に協力していただきたいというようなお話も伺ったところでございますので、それらも含めまして今年度中に検討をしたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） この移行をすることを、私は希望してるんですけども、理由は、そのファミリーサポートセンターというのは、厚労省などが進めているので、ホームページにも載っていて、立派な案内パンフレットなどもあるんですけども、ファミリーサポートセンターのあるところ、自治体という一覧などが出ていて、そこに残念ながら東大和市はないんですね。26市の中でも、独自の事業をやってるということだと思いますけれども、東大和市とほか2市ぐらいがないだけで、全国の実施してる一覧がだっと出てくるんですけども、そういったところで、ああ東大和はこういうサービスはないのでしょうかというふうに思われてしまうのは残念だなというふうに思うんです。このファミリーサポートセンターという名前の周知というのは、やはり強力でされているので、その名前があることによって、このサービスがPRされていくのではないかとというふうに考えて、移行していったらどうかという提案をしています。

その移行についてなんですけれども、このファミリーサポートセンターの事業とさわやかサービスの子育ての事業というのは、何か異なる点とか、違う点があるのか、それとも全く同じサービスになるのかということをお聞きしたいのと、今社協が受けているということなんですけど、ファミリーサポートセンターになると、何か社協が受けるのではなくて、ほかのことになるのかとか、その移行について何か問題のある点があったら教えてください。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 国基準のファミリーサポートセンターは、児童福祉法の21条の9で定められた子育て支援事業の1つの事業として実施するものでございます。そして、ファミリーサポートセンター事業実施要綱では、会員数が100名以上で、会員の募集、登録、そのほか会員組織の業務を行うこと。アドバイザーを配置し、相互援助活動の連絡調整を行うこと。そして会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会を開催すること。このほかに情報交換を行う交流会の開催、子育て支援関連施設との連絡調整などを行うことというふうに決められております。

社会福祉協議会のほうで行っていただいておりますさわやかサービスにつきましては、ほぼ同様の事業を実施してはいただいているんですが、まだこの国基準のファミリーサポートセンターの認定を受けておりませ

ん。なので今後、調整を図りまして、進めていきたいというふうに考えております。事業に当たりましては、社会福祉協議会に委託して行うことは可能というふうに書かれております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 移行して事業が縮小してしまったりとか、サービスができなくなるというような方向じゃなくて、拡大していくのではないかなというふうに私は今お聞きして思いましたので、ぜひ検討のほうよろしくお願ひいたします。

このさわやかサービスについてなんですけども、ファミリーサポートセンターについて、私のほうに問い合わせがあった方などにも、こういうさわやかサービスというのが、東大和ではありますよということをお伝えしてるんですけども、利用してる方からも、もっとアピールしてほしいというようなことを聞いているんですが、例えば母子健康手帳の発行時とか、それから乳幼児健診のときなどに、こういうサービスがありますということとは宣伝というか、PRなどをしていただいているんでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） PRの件ですが、ただいまは市報やホームページなどでPRしているだけでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 福祉部長のほう、お子さん連れの方が集まるこういった乳幼児健診のときなどに、ぜひ宣伝していただきたいと思います。

それでは、次の学童保育の一時利用についてに移りたいと思います。

学童保育についても、来年度からの新しい制度で、また含まれていくということでいろいろな検討があり、国のほうでも30万人、定員をふやしていこうなんていう話も出ているようですけれども、実際東大和の市内でも現在でも待機児が出るほど定員が、かなりいっぱい超えているところで、またさらに対象年齢がふえるということで、そのあたりどのように対応していくかということも、もう一度お聞きします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 国のほうは待機児童解消と、それから来年度から予定されております小学校6年生までの受け入れのために、全国で30万人ほど受け入れ枠をふやすよというようなところが、我々に情報で入ってきて、まあ施行されるんだと思います。そんな中で、まず今年度でございますけれども、第二学童クラブのほうで定員40のところ100名以上の申請がございました。弾力的な運用をしたところでございますけれども、やはり四十数名が待機児童に回っていただいたというようなところがございまして、従来の待機児童につきましては児童館で行うランドセル来館のほうに回っていただいたんですが、それでも収容し切れない、受け入れし切れないということがございまして、教育委員会、第二小学校の多大なる御配慮と協力をいただきまして、学校の余裕教室で2カ所目のランドセル来館事業を開始したようなところでございます。

来年度の新制度におきましては、いろいろな制約がここで決められてきたところでございます。例えばクラスにつきましては、定員を40名にしなければならないとか、保育園と同じように1人当たり1.6何平米のスペースを確保しなければならないというところが示されているところでございまして、現在の市内の11学童クラブの定員を見ましても、40名までというのが3つしかございまして、あとはみんな60名とか多くなっております。そうすると、今でも狭いところで仕切りをしてとかいうと、どうなるのかというところで、一つのところで2カ所に分けていいのかというところもまだまだちょっとわからないところでございますけれども、来年度に向かいますと、何しろ6年生までの受け入れをどうするか、既存の施設でどのように受け入れるかというのを、知恵を絞って検討しているというような次第でございまして。

以上です。

○4番(実川圭子君) 本当にいっぱいいっぱいのところで大変なことだと思いますけれども、6年生まで伸ばしたときに、本当にますます人がふえてしまうというように、この一時利用のようなことができたかなというふうに思います。6年生、高学年になれば毎日学童に通わなくても、どうしてもこの日だけは行ってほしい、親のほうでその日だけは見てほしいって思うようなところを利用できるようですと、まあそういう柔軟な枠をつくることで、そこの部分を複数の子で1人の枠をシェアできるということで、定員の確保にもつながるのではないかと思います、この質問をさせていただきました。まあ市長答弁のほうでも、ニーズに合った検討をしていきたいというようなお話だったと思いますので、今後こちらのほうはいろいろ検討していただきたいと思います。

今あるやり方で広げていくというのは、私はもうかなり限界に近いんじゃないかなというふうには考えてます。子供の放課後をどのように過ごすかということを視点に考えると、今行っている放課後子ども教室ですとか児童館の事業とか、そういったこととは総合的に検討していくことが必要なんじゃないかなというふうに考えます。子育てアンケートのほうでも、子供の過ごし方、放課後どのように過ごしていきたいかという小学生に対してのアンケートがあったんですけども、学童保育、それから児童館、放課後子ども教室の中で、一番どこで過ごすのが希望が多かったのかを、もしわかりましたら教えてください。

○青少年課長(中村 修君) ただいま御質問いただきました学童、放課後子ども教室、児童館につきましては、やはり学童と放課後が同じような希望があると思われま。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 私もアンケートの結果を見まして、放課後子ども教室もかなり希望が多いなというのを感じたところなんですけども、逆に言うと児童館はもうちょっと頑張って、きっとふやせばどうなんだろうとか、いろいろ考えたところがあります。子供の放課後をどういうふうに過ごし、それをどう支援していくかという視点に立って考えれば、どこに力を入れていったらいいのか、ただ単に学童の定員をふやしていくということだけが対策ではないと思いますので、まあスケジュールとして本当に迫ってくるものがあるので大変だと思いますけれども、そのあたりをしっかりと取り組んでいただけたらと思います。

最後に、子育て支援について市長の御見解をお伺いしたいと思います。

住環境としては、本当に子育てしやすいまちだと私は思います。しかし、支援のサービスという点からいくと、まだまだ決して安心して子育てができる子供に優しいまちと言えないところもあるかと思います。子育ての満足度とは、決して建物や場所だけではなくて、子育て世代を支えていく子供たちにかかわる人がどれだけいるかが、その人、人材だと思います。一緒に遊んでくれたり、子育ての悩みを聞いてくれる、そういう人がどれだけいるかということだと思いますので、来年度から子ども・子育て新制度、始まりますけれども、それにかかわる人材をどう確保していくのかをお聞きしたいと思います。

○市長(尾崎保夫君) 時間もないので、結論から言いますと、要するに子ども・子育て支援ということですけども、まず子供ということは当然ありますけど、その後ろに大きく、女性をこれから社会の中でどういう活用させていくかとか、そういう視点を考えながらやっていく必要があると。ですから、選択肢はたくさんあったほうがいいのかというふうには思っています。

以上です。

○議長(尾崎信夫君) 発言の途中ですが、時間がまいりましたので、実川圭子議員の一般質問は終了いたします。

す。

以上で、実川圭子議員の一般質問を終了いたします。

◇ 佐 竹 康 彦 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、20番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[20番 佐竹康彦君 登壇]

○20番（佐竹康彦君） 議席番号20番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、平成26年第2回定例会における一般質問を行います。

今回、私は大きく5つの点にわたって質問をいたします。

1点目は、通学路の安全対策についてです。

過日、東京都は、2014年度から都内の公立小学校約1,300校の通学路に防犯カメラを設置する事業に着手する、5年間で完了させる方針との東京都の方針が報道されました。通学路におきましては、道路交通事情に加えまして、東大和市内でも登校時に傷害事件が起きたり、不審者がたびたび出没するなど不安な事例があることは周知のとおりです。今回このような事業が東京都において開始されるということで、本市としてもぜひ子供の安全と市内の防犯強化のために設置を推進していただきたいと考えるものです。

このことについて、以下の質問を行います。

①東京都の防犯カメラ設置事業について。

ア、2014年度から始まる東京都の都内公立小学校通学路に防犯カメラを設置する事業について概要を伺う。

イ、本市においては、この事業への取り組みをどのように考えているか。

ウ、市内の通学路の安全確保及び防犯の観点から、取り組みを進めるべきと考えるがどうか。

2点目は、レセプトデータを活用した国民健康保険事業についてです。

平成25年度より、本市において取り組みの始まったレセプトデータによる国民健康保険事業については、私も公明党がその実施を強く要望してきたものです。東京都の他の自治体よりも先進的に取り組みを始められたことを高く評価するとともに、このレセプトデータをさらに活用しながら、今後もさまざまな取り組みを拡充してほしいと考えます。

市議会公明党は、5月上旬にこの事業で全国の中でも先駆けた取り組みをしている広島県呉市を視察し、現地の状況を学んできました。本市と同様の事業に取り組むとともに、他の事業展開もしているようです。こうした全国的にも一歩先を行く他の自治体の事例も参照しながら、今後、事業内容のさらなる充実を望み、以下の質問を行います。

①本市におけるレセプトデータを活用した国民健康保険事業について。

ア、平成25年度の取り組みとその成果についてどのように考えているか。

イ、当該事業のさらなる拡充についてどのように考えているか。

a、医療費の適正化に関する事業について。

b、健康促進事業について。

3点目は、窓口業務のサービス強化についてです。

平成25年10月に出された「東大和市第4次行政改革大綱推進計画取組状況等について」において、平成24年度のその取り組み状況が報告されています。このうち、1、市民サービスの充実の（1）市民の利便性の拡大

の項目番号4、窓口連携サービスの充実では、その取り組み内容として、「ワンストップサービスの将来的な導入を視野に入れた取り組みとして、共通した電算機器を活用した複数窓口での手続簡略化など、本庁舎での手続きが必要最小限となるようなしくみを構築する。」とあります。

私ども公明党としても、従来、市民サービスの向上に資する観点から、窓口業務におけるワンストップサービスの導入を求めているところです。市として、将来的にこのサービスを導入する方向性は示されていますが、現段階においてどこまで検討ないし準備、研究などが進んでいるのでしょうか。以下の質問において確認をしたいと考えます。

①市民サービスの向上に資するワンストップサービスの導入について。

ア、導入に向けたこれまでの取り組みについて。

イ、今後、導入に向けてどのように進めていこうとしているのか。その課題と対策を伺う。

4点目は、夜間照明の設置について現状と今後の対策についてです。

2020年に東京オリンピックが開催されます。東京都では、2020年の東京計画において、「誰もがスポーツに親しみ、子供たちに夢を与える社会を創る」を目標の一つに掲げています。東京の構成市の1つとして、東大和市も2020年を目指してスポーツ施策の充実も図られることと思います。また新聞報道によれば、2012年にロンドンオリンピックが開催された際に、それがもたらした影響として、五輪開催が決定した2005年以降、ロンドンで人口の約2割に当たる150万人が、新たに週に1度以上、スポーツをするようになり、障害者のスポーツ参加もふえている。ボランティアも継続的に活動が続けるなど、スポーツに対する市民の姿勢の変化があったと、大会運営に携わった人物が報告をしているようです。当市においても、スポーツ人口の増加を視野に入れて、市内スポーツ施設の整備にさらに力を入れていただきたいと考えます。その中で、以前、一般質問で取り上げた桜が丘市民広場や市内学校のグラウンドへの夜間照明の設置について再度質問をいたします。

①桜が丘市民広場への夜間照明の設置について伺う。

②学校のグラウンドへの夜間照明の設置について伺う。

5点目は、ごみの戸別収集に伴う鳥獣被害の防止策についてです。

10月からのごみ収集の有料化に伴い、8月から戸別収集が開始をされます。先ごろ私自身が参加をした有料化の説明会では、市民からカラスや猫がごみを荒らすことについて、どのような防止策があるかとの質問がなされていました。現状のステーション方式においては、カラスよけのネットの配布など、市側としても対策をされてきましたが、そうした対応が今度は各戸別で求められることになり、多くの市民が関心を持っていることと推察します。このことについて市の見解を伺いたく、以下の質問をいたします。

①ごみ収集の有料化に伴う戸別収集におけるカラスや猫などの鳥獣被害の防止策について。

ア、市としてどのような対策を考えているのか。

イ、防止策に関する広報活動の計画はどのように考えているか。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

〔20番 佐竹康彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、通学路の安全対策についてであります。東京都では通学路における児童の安全確保の強化を目的に、平成26年度から5年間で都内の全小学校の通学路に、防犯カメラの設置に対してその

整備に関する経費の一部を補助する制度を設けております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、本事業への取り組みについてであります。子供たちの安全の確保には学校と家庭による安全指導と市と地域の取り組みが不可欠と考えております。当市におきましても、登下校中の不審者情報、市民が犯罪に遭う事案が発生しており、通学路上の防犯対策は必要不可欠と考えております。地域の方々のたくさんの目による見守り活動に加えて、通学路に防犯カメラを設置することは、犯罪の抑止策として期待できると考えております。経費の一部が補助される本事業を活用する中で、計画的に整備が図れるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、レセプトデータを活用した国民健康保険事業における平成25年度の取り組みとその成果についてであります。国民健康保険被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化を目的に、レセプトデータを活用した医療費分析及び保健事業を平成25年度より開始いたしました。保健事業の一つの柱と考えている糖尿病重症化予防プログラムに御参加いただいた方につきましては、全員の方が人工透析へ移行することなくプログラムを終了することができました。またジェネリック医薬品へ切りかえた場合の差額通知の送付につきましても、その効果があらわれております。これらにつきましては、本事業における被保険者の健康の保持、増進及び医療費の適正につながる大きな成果があったと考えております。

次に、医療費の適正化に関する事業の拡充についてであります。ジェネリック医薬品への切りかえた場合の差額通知の送付のほか、同一疾患で複数の医療機関にかかっている重複受診者や、同じ薬の処方が同一月に複数ある重複服薬者に対し、訪問及び電話による指導を行っております。引き続き医師会との連携強化を図り、事業内容を充実させることにより、医療費の適正化に努めてまいりたいと考えております。

次に、健康促進事業の拡充についてであります。糖尿病重症化予防プログラムに御参加いただいた方に対するアフターフォローとして、電話による現状確認及び相談業務を今年度の新たな事業として実施する予定であります。プログラム参加者が人工透析に移行することなく、病状、症状を維持、改善していくことは、医療費の適正化のみならず、御本人にとっては引き続き健康で豊かな生活を送れることにつながると考えられることから、事業の充実を努めてまいりたいと考えております。

次に、ワンストップサービスの導入に向けた取り組みについてであります。平成22年度に福生市役所、平成24年度に町田市役所を視察し、課題等について整理をしたところであります。

次に、ワンストップサービスの導入に向けた進め方ではありますが、ワンストップサービスの考え方は導入している団体により異なり、その実施方法もさまざまでありますので、他市の事例などについて引き続き情報収集をしてまいりたいと考えております。

次に、ワンストップサービスの課題と対策についてであります。1カ所の窓口で多くの手続が完結できるようなワンストップサービスを実施する場合には、総合窓口をつくるための庁舎のスペースの問題、複数の業務に対応することができる職員の育成の問題などが課題として挙げられます。またその対策であります。施設的な問題を解決するためには、庁舎の増改築、増築等を検討していかなければならないと考えております。

次に、夜間照明の設置についてであります。既存のグラウンドに夜間照明を設置することは、有効なスポーツ振興策の一つであると考えておりますが、近隣住民の皆様の御理解、あるいは整備にかかる費用等の課題もありますことから、現在は自治大学校など他団体の施設の利用の拡大や未利用地の利活用など、さまざまな角度から研究を重ねているところであります。

次に、戸別収集に伴う鳥獣被害の対策についてであります。現在ごみ集積所ではカラス等が廃棄物を散乱させ、地域の公衆衛生や景観等の問題が少なからず発生しております。今後も生ごみに対する水切りや、生ごみを袋の真ん中に入れ、袋口をしっかりと縛ること等の排出マナーについて、市民の皆様に対する周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、鳥獣被害の防止策に関する広報活動の計画についてであります。カラス等による廃棄物の散乱被害を未然に防ぐには、市民の皆様のご協力が必要であると考えております。廃棄物の散乱をなくし、地域の公衆衛生のためにも、生ごみの排出方法の工夫など、分別ガイド等に掲載することとともに、市報やホームページでもPRしてまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 東京都の防犯カメラ設置事業についてであります。先月、5月26日に東京都が開催した事業説明会で、事業概要と補助金交付要綱が示されました。東京都では、5年間で都内の全小学校1,300校の通学路に防犯カメラを設置できるように、毎年度260校分の予算計上を予定しているとのこととあります。通学路に防犯カメラを5台以上設置する場合には、1校当たり95万円を上限として設置費用の2分の1が補助対象となりますが、保守及び維持管理費は補助の対象外となっております。事業を実施する場合は、申請手続きに伴い事前に防犯カメラの設置場所の選定や許可、プライバシーへの配慮と運用に関する基準を策定する必要がありますので、学校や地域の合意形成を図っていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の通学路の安全対策についてでございます。

今教育長、また市長からも御答弁いただきました。この東京都の概要についてもう少し詳しくお聞かせいただければと思います。毎年260校ずつの予算が措置されて、まあ5年間でということで、1校当たり5台以上で95万円を上限ということなんですけれども、例えば1校当たり5台つけるとして全体の予算額が100万円だとすると補助は50万円、例えば10台つけて200万円だとすると、補助は半分だとすると100万円ですけれども、95万円が上限ということで95万円、こういう考え方でよろしいのでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） そのとおりでございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

もう1点なんですけれども、例えば毎年毎年、学校1校につき通学路1つずつ5年間で5個とかということではなくて、ことしは1校当たり5カ所つけましょう。じゃ、次は今度この学校に5カ所つけましょう。例えばこういった形でつけるとしたら、そういったふうに計画されるのでしょうか。それとも箇所、箇所を優先して、まとめてではなくて必要などころからつける、そういったようなつけ方をするのでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 1校当たり5台以上ということで、東京都が考えているのは学校単位ということで聞いております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございました。

そうしますと、補助が2分の1ですので、あとの2分の1は全て市が負担をするということになるかと思

ます。保守ですとか維持費、ランニングコストについては、まあ当然補助はないということであったわけですが、仮に設置をするという点にいたしまして、そうしましたらその維持管理、また保守の費用は、設置後は市が負担するということになるのでしょうか。これまでですと自治会ですとか商店会が、その運用の主体となる防犯カメラの設置事業があったのではないかと記憶しているんですけども、この際は多分、維持管理は自治会や商店会の方が負担されるのでしょうかけれども、こういった通学路に設置された場合にはどのような形になるのでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 都の補助金の交付要綱では、先ほど申しあげました保守点検を含めて、リース、機器の更新、そういった維持管理費は対象となっておりますので、全額市費負担という形になります。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 全額市費負担ということ、了解いたしました。

それでもう1点、カメラの設置についての場所の選定や許可、プライバシーの配慮、こういった基準の策定が必要だということでもございました。当然、以前よりもこの防犯カメラの設置について、市民の方の意識もそれほど厳しくなくなってるのかなという感じはしているんですけども、それにしてもやはりそのプライバシーの配慮、またどこにつけるのかということは非常に重要な観点、その合意がやはり得られなければ、行政としても勝手につけられないというふうには思うんです。こういった策定、その運用の基準の策定ですとか、そういった地域、学校との合意形成、これについてはやはり市が中心となって行っていくという理解でよろしいのでしょうか。また、そういったカメラを運用していく場合には、そういった地域について運用する人、ボランティア組織になるのか、そういった組織を立ち上げる必要があると市のほうでは現在考えておられるのかどうか、この点について伺います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 運用基準につきましては、現在都で案を策定しておりますので、今後、参考にしていきたいと考えております。

また、学校や地域の合意形成につきましては、補助事業の要件とはなっておりますが、検討組織についての規定はございません。今後、事業の維持ですとか内容を学校、PTA等に丁寧に説明していく中で、合意形成を図る方法等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） ここで午後1時半まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時30分 開議

○副議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（佐竹康彦君） それでは、午前に引き続き再質問させていただきます。

カメラの設置について、その合意形成の対象、学校、保護者、また地域の方ということなんですが、地域の方ということで、自治会の方になるかと思うんですけども、それでよろしいのでしょうか。仮にその設置の対象となった箇所に自治会がなければ、こういった形で地域の方の御意見をいただいて合意形成をしていくのか、この点について御見解を伺います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 通学路ということになりますので、いろいろな条件、状況等は考慮する必要がありますと思いますが、基本的には学校、PTAの方を中心に聞き取りをしながら、設置箇所等の検討をしてまい

りたいと思っております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

昨年にも通学路の安全点検というものも、警察、また地域の方も含めてやっていただいております。関係者の方々の連携も、以前よりもとられているかとは思いますが、ぜひそういった人脈、また連携、こういったものの流れの中で御意見をしっかり集約していただければなというふうに思います。

確認なんですけれども、計画的な整備が図れるように検討したいということでございました。やはりこの事業、前向きに参加していく意思が、本市としてはあるということで理解してよろしいでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 今回、通学路に防犯カメラを設置するということにつきましては、子供たちの安全のさらなる確保に役立つということで、意義があることだと考えております。そこに今回、東京都が5年間で全小学校に防犯カメラを設置していくという事業、補助金につきましては一部の助成ということにはなりませんけれども、そのような事業で後押しをしていただくことができるということでございます。

この補助制度は、説明によりますと5年間を予定しておるということでございますので、その期間内に東大和市においても事業化ができるように検討していきたいと考えております。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひ、この5年間以内に、全小学校の通学路に、そういった防犯対策できるように御尽力いただければなというふうに思います。

そこで、この事業を取り組んでいく中で、じゃどこに設置をするのかということが、まず検討しなければならないと思うんですけれども、通学路と申しましても、学校の近くの通学路もあれば、本当に住宅街の中で静かなところもある、また人の目の多い繁華街のところもある、さまざまな状況があるかと思えます。そういったところの中で、どういった優先順位をつけていくのかということがまず第1点であります。

その中で申し上げたいのが、これまでも市から安全安心情報送信メール、こういった情報で市内各所に不審者が出るというような情報、私どもの手元にもいただいております。傷害事件もありましたし、そういった不審者の出没もあるということで、私としてはこういった検討をされていく中で、不審者が過去に出没した地点ですとか、残念ながら事件があったこういった地点を、まず検討箇所に加えていただきたいなというふうに思います。

今回この事業、通学路ということでございますので、こうした不審者が出没している、また事件があったというような通学路は、市内にどの程度あるのか、数と場所がおわかりになれば教えていただければと思います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 通学路につきましては、各小学校の通学区域の中で学校長が定める主要な道路となっております。また不審者情報も、その発生場所が明確でない場合もありまして、通学路上かどうかという把握は難しい状況になります。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

できれば、そういったところが明確であれば、ぜひそこを中心に御検討いただきたいというのが、私の要望でございます。そういったところが明確でないということであれば、先ほど言ったように学校の近くのなか、住宅街を重点的にやるのか、またやはり人通りの多いところをやるのか、こういったことについて優先順位をどのようにされるのかということ、この点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 市内におきましても、学校の周りの環境あるいは通学路の状況というのが一様

ではございませんので、その点につきましても特に学校あるいは保護者の方、そういうような方々の御意見なども参考にしながら、数は限りがございますので優先順位をつける、そういう選定の仕方を今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

まず何よりも現場担当の学校、そして何よりも保護者の方、そういった方々の御意見を尊重していくということで、ぜひその点よろしく願いいたします。

加えまして、具体的な地点で恐縮なんですけど、私自身が市民の方から御相談を受けた地域といたしまして、向原地区の市道304号線、ちょうど都営の向原アパートの今現在空き地になってる、南側の空き地になってるところを南北に通る通りなんですけれども、ぜひここも検討箇所に挙げていただきたいというのがお願いでございます。ここには、過去に不審者がやはり出まして、これは通学途中というよりも、日曜日だったもんですから逆に人通りも少なかった、日曜の昼ということで少なかったんですけども、やはり男子児童が不審者に会って、被害に遭ったというところでありまして、今現在は不審者に注意というような看板もつけていただいております。またその同じ通りの付近で、ことしの2月の大雪の際に、やはり不審者が個人の住宅の敷地内に勝手に入って、柵を越えて、別の敷地内を通過して走り去ったというような事件があって、そのところにお住まいの方が警察を呼んで事情聴取をして、確かに雪に足跡が残ったというような状況もあって、この地域、そういった形で非常に不安に思われてる住民の方がいらっしゃいます。こういった過去の事例をぜひ検討していただいて、こういった地域もその候補に挙げていただきたいということをお願いしたいと思います。先ほど学校、住民の、保護者の方の意見を尊重してということでもございましたけれども、こういった点についてお考えはいかがでございましょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 今、具体的な市道あるいは地域ということもお話が出ましたけれども、現段階ではまだこれから、設置する場合にもどのような基準、どのような情報を参考にしていくのかというところの段階でございますので、この時点で何かお話ができる段階ではございません。ただし、先ほど申し上げましたように、学校、保護者等の御意見あるいは不審者情報なども把握しておりますので、いろんな情報を加味した中で、総合的に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

東京都もその事業を打ち出したばかりで、市としてもまだまだ本当にこれからということだと思いますので、総合的な判断ということで、具体的なことは今後の課題ということなんですけど、もう1点、ちょっと言わせていただければ、私の住んでる中央地区にも、これ通学路ということではないんですけども、過去、空き巣に入られたというお宅も何件か私、知っておりまして、防犯という観点からも、こうした地域に防犯カメラをつけることは大変有意義なことではないかなというふうに思っております。具体的な地域はさておきということでございましたので、あれなんですけれども、いずれにいたしましてもこういった事業が始まったということ、これをぜひ地域の方によく周知をしていただきたいと思います。つける段階になってそんなこと聞いてないということではなくて、まず周知をして、地域の方に、また市民の方に知っていただくということ、特に先ほど部長も、また課長もおっしゃっていただいたように、学校、そして保護者の方、こういった方々には十二分に説明をしていただければなということ、また自治会や商店会の方などにも、こういった事業が始まりまし

たということも、ぜひ周知をしていただければというふうに思います。この点について、答弁ということはあれなんでしょうけれども、御意見、伺わせていただきたいとします。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** この事業を活用して防犯カメラを設置していく場合におきましても、当然ながらプライバシーへの配慮ですとか、あるいは設置する場所につきまして一定の許可が必要であったり、その大前提として関係者の合意形成というのがとても重要だと考えておりますので、適時そのようなことを念頭に事業を計画的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○**20番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

最近のニュースでも、大変数年前に起きた女子生徒の事件の犯人が捕まったというような報道もございましたし、地域の方によく見守っていただいているとは思えます。奈良橋のほうですと、パトロールの方が巡回されてるのを私も拝見したことございますし、当然その巡回パトロールの車もやっていただいております、地域の目ということで御尽力いただいているのはわかるんですけども、何分やはり親の目の届かないそういった時間帯、また場所に子供がいるということ、また複数で登下校してれば別ですけども、1人になる場合もございますので、ぜひそういった点からも子供の安全というものを確保するために、この事業、積極的に取り組みをお願いしたいなというふうに思っております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

1番目の質問は以上でございます。

次に、2番目のレセプトデータの活用に関することでございます。

再質問ということで、25年度の取り組みとその成果ということで、それぞれ糖尿病重症化予防プログラムにつきましては、参加者全員が人工透析に移行せずに済んだという、またジェネリック医薬品の切りかえ、差額通知についても効果があらわれているということでもございました。1年目の取り組みとして、目に見える形で成果が出たということについては、高く評価すべきであるというふうに考えております。そこで、さらにそれぞれの具体的な数値を教えてくださいなというふうに思います。このプログラムの参加者は何人であったのか、またそのジェネリック医薬品切りかえの差額通知の効果、具体的な数値があれば教えてくださいなと思います。

○**保険年金課長（嶋田 淳君）** まず糖尿病重症化予防プログラムにつきましては、レセプトデータの分析により抽出された136名の方に、プログラム参加についての案内文書を送付いたしました。この中で、プログラムにお申し込みいただいた方が23名、最終的にプログラムを終了した方は19名でありました。

次に、ジェネリック医薬品差額通知の金額的な効果についてでございますけれども、平成25年度は6月から毎月1回、計10回送付し、累計の送付件数は7,935件でありました。昨年度実施分につきましては、現在のところ実施当初4カ月分のみを集計となっておりますが、累計の医療費削減効果額はおよそ350万円となっておりますので、一定の成果は上がったものと認識しております。

以上でございます。

○**20番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

まず糖尿病重症化予防プログラムについては、136名が参加対象であったうちの23名が参加をされて、19名が終了されたということで、いずれにしてもこの19名が透析のほうに移行しなかったというだけでも、大変大きな成果なのかというふうに思います。1人当たり500万円から600万円、透析ということですと9,500万円、全員がもし透析したとしたら、そういったことも事前に予防できたのかなということ、非常に大きな効果

だったのかなというふうに思います。

またジェネリックの関係にいたしましても、4カ月分の集計で350万円ということですので、全体的にすればもっともっと効果の額が出るのではないかなというふうに思っております。こういった事業について、大きく一歩踏み出していただいたことについては、本当に私ども公明党といたしましても、高く評価をさせていただきたいなというふうに思います。引き続きこの26年度、また27年度も御同様のお取り組みをお願いしたいなというふうに思います。

ホームページ、拝見いたしますと、当市ではこの2つの事業以外にも、医療機関への受診勧奨通知の送付や保健師等による家庭訪問相談、こういったことも実施されているようですけれども、これらの事業においてこのレセプトデータというものをどのように活用して事業展開をされているのか。またその成果、この1年間における成果はどのようなものであったのか、御教示いただけますでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） まず医療機関への受診勧奨通知の送付についてでございますが、レセプトデータ及び検診データの分析を行い、生活習慣病治療を中断してしまった方や、検診異常値を放置している方に対して、医療機関への受診を勧奨する通知を送付いたしました。また保健師等による家庭訪問相談につきましては、レセプトデータを分析して、医療機関の受診回数が一定以上の方、それから同一疾患で数カ所の医療機関にかかっている方などに、保健師等、専門の相談員による訪問指導、電話指導を行いました。

なお、事業1年目でデータ蓄積が少ない現状におきましては、費用対効果等の成果は現在算出できてないという状況であります。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

このデータには、生活習慣病の治療を途中でやめた方、放置している方ということ、またその受診が、回数が一定以上の方ということございました。呉市のほうで視察をしたときに、やはり似たような事業をやっておられまして、こういった受診の回数を重ねてしまう方というのは、実はちょっと何かしらの生活にしる病気にしろ不安があって、その不安から回数を重ねてしまうというようなことがあって、確におっしゃるように呉市も訪問されてるんですけども、そうして訪問を重ねていく中で、安心感を与えることで回数が減ったというような事例もございました。ぜひこちらの取り組みも、引き続き強力で推進をしていただければなというふうに思います。とかく病気がちですと、特にひとり暮らしのお年寄りなんかは、自分が病気で、しかもどうなるんだと不安で病院に行ってしまうこともあるかと、多いかと思しますので、ぜひそういったことを行政の側でも手当てをしていただきたいなというふうに思います。

先ほどそのデータによる蓄積がないので、成果としてはなかなか出ないということなんですけども、確認なんですけども、やはりこういった前段のジェネリックとか糖尿病とか、こちらはやはり成果としては出るんですけども、こういった事業、後半の事業ですね、後者のほうの事業について、やはりある程度年数を経ないと効果が具体的な形としてなかなかあらわれないということなんでしょうか。また、あらわれるとしたら、何年後かにこういった形であられるのか。具体的なイメージ、おわかりになりましたら教えていただけますでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいま御指摘いただきましたとおり、やはり経年である程度データが蓄積されないと、目に見えてこない部分というのはあるというふうに認識しております。現在では1年目でデータの蓄積がないために、ある程度年数を経ないと効果が具体的な形としてなかなかあらわれてこないという、そう

いうふうな形で考えております。少なくとも2年以上の経年データがまず必要であると思います。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） そうしますと、2年以上データを蓄積すると、どういった効果が目に見えてくるのかということ、これまだわからないんですかね、出てみないとわからないということなんでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） やはり先ほど議員さんのほうからも御指摘ございましたとおり、糖尿病重症化予防、それからジェネリック通知、こちらにつきましては単年でも数値としてあらわせるのかなというふうに思っていますが、やはり経年で1年、2年たってみて、その蓄積されたものを見て、2年後に例えば出てくると。そういうところで効果が見えてくるというのも、やはり必要だというふうに思っております。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。承知いたしました。

それでは、まあ1年目ということで、今後もぜひさまざまな事例を研究していただきたいなというふうに思うんですけれども、今回、私ども公明党、先ほど申し上げましたとおり、会派の視察として呉市を訪問してまいりました。大変先進的な取り組みを行っている自治体でございまして、当日も私ども以外にも全国から複数の視察がいらっしゃってました。東大和市としては、こうした先進的な取り組みについて、どの程度まで研究をされておられるのか、お伺いできればと思います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 広島県呉市につきましては、本事業の先進的な取り組みをしているということで、当市の事業実施に当たりましては呉市の事業を参考にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 承知しました。

まあ全国的に有名なところでございますので、これを参考にということだと思います。ぜひ、その研究成果を実際に反映させていっていただければなというふうに思います。やはり呉市を訪れても、やはり東大和市でも同じことをやってたというような、モデルにされてるからなんだろうけれども、事業ございましたので、また呉市のほうではやってるけども、うちではやってないというような事業もございましたので、ぜひそこら辺も比較、検討いたしまして、取り組んでない事業についてもお取り組みをいただければなというふうに思います。

私も実際この視察に行かせていただきまして、非常に雑駁な感想なんですけれども、その担当職員の方が大変熱意を持ってらっしゃるということ、また関係団体との連携が密にとられているということ、あとそれとこのレセプトデータを使ってどうしてこうかと、どういった市民の健康の促進をしようか、医療費の適正化をしようか、どういった事業をしようかということ、大変コンセプトですとかイメージというのが、非常に明確になってるんじゃないかなというふうな感想を持ちました。特に担当者の熱意というところでは、レセプトデータを使って今はこういう事業をやれてるけれども、まだまだ使い道あるんじゃないかと。別に私どものほうが、もしいいアイデアがあれば教えてほしいと、先進的な取り組みをされてるところが、視察に行った我々に対してそういったことも語られておられましたので、1年目ということで始めたばかりで、まだまだ手探りの部分もあるかと思うんですけれども、ぜひ当市の職員も熱意を持って、また明確なコンセプト、またイメージを持って、また関係機関との連携も密にしながら、この事業、展開していただければなというふうに思います。

今後の拡充ということについて、医療費の適正化、健康促進事業、それぞれについて御答弁をいただきまし

た。医療費の適正化について、重複の受診ですとか、重複の服薬者への訪問や電話で、こういったものを指導されているということでした。その実際の内容について、対象者が何人で実施されたのか、そういった具体的な数値を押さえておられれば教えていただけますでしょうか。また、その指導の効果をどのように捉えておられるのか、お聞かせいただければと思います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいま御紹介いただきました事業につきましては、保健師等による家庭訪問相談という形でくくっておりますけれども、こちらにつきましては対象者67名中、指導を辞退した方及び連絡がつかない方など39名を除きまして、28名の方に訪問及び電話による指導を行いました。

具体的数値としての効果を出すのは、現状では難しい状況ですが、指導実施後の相談員からの報告によりますと、指導対象者28名中24名に改善の可能性があるという報告が上がっておりますので、一定の成果は上がったという認識を持っております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） その改善の可能性ということは、つまり余り重複しているんな病院に受診をしなくても済むようになる可能性がある、また同じような薬を幾つも飲まなくても済むようになるということによろしいのでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいま御指摘いただいたとおりでございます。

○20番（佐竹康彦君） そうしますと、やはり医療費の適正化ということについては、大変大きな貢献がなされるということでございます。ぜひ、こちらもお続けいただければと思いますが、この事業の内容の充実について、医師会との連携強化、そういった御答弁もございました。そういったことについても、さらにちょっと詳しく教えていただければと思うんですが、いかがでございましょうか。

○市民部長（関田守男君） この保健事業につきましては、この実施に当たりまして、特に糖尿病重症化予防を中心とした事業でございますけれども、医師会の御理解、御協力がなければ実施することができなかったというふうに考えてございます。今後の充実ということでありまして、例えば今レセプトを分析してございますけれども、そのレセプトデータを医療機関相互に、これは共有できないかということも考えております。ただ、これは医師会の協力もさることながら、いわゆる個人情報の関係でございますので、そちらもクリアしていく必要があると、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

そのデータの共有化ということ、大変重要であるかなというふうに思います。やはりそういった情報を共有することによって、より効率的に、効果的に医療費の適正化もそうですし、市民の健康を守る、そういったこともできるかと思っておりますので、この共有化ということ、ぜひ医師会の御協力も得ながら、またその個人情報という観点、大変難しい部分もあるかと思うんですけれども、ぜひそういった課題をクリアして、共有化に向けて御尽力いただければというふうに思います。

次に、医薬品ということでは、呉市のほうでは併用禁忌・回避医薬品情報提供事業、こういったものもやられてございます。こういった内容も、このレセプトデータを利用してできるそうでございますけれども、当市としてはこの事業についてはまだ実施されておられないと思います。先ほどの共有化ということもあわせて、ぜひこういった事業展開もしていただきたいというふうに思うんですけれども、こういった事業に関する市の御見解をお聞かせいただければと思います。

○市民部長（関田守男君） ただいま御質問のありました薬剤の併用禁忌、あるいは回避医薬品の情報提供というふうなことでございますけれども、これもまさにレセプトデータの共有がないと、なかなかこれはできないというふうに認識しております。今後、現在この保健事業そのものが2年目でございますので、この事業の費用対効果等も検証する必要があると思います。その上で、今後は今御質問のあったような事業についても、医師会との協力、調整によりまして検討していきたいというふうに思っております。

○20番（佐竹康彦君） ぜひ、よろしく願いをいたします。

次に、健康促進事業の拡充についてなんですけれども、糖尿病重症化予防プログラム、この参加者のアフターフォローとして、電話による相談業務を新たに今年度実施するというところでございました。この詳細について、教えていただければと思います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 昨年度、糖尿病重症化予防プログラムに御参加いただいた方、お一人お一人に対しまして、プログラムに参加して終わりということではなくて、その後の体調維持、または改善を行うために今年度実施するものであります。内容につきましては、専門の相談員によりまして、まず電話での現状確認、その後、必要に応じて相談を受けたり、アドバイスをしたりと、そういった形で行いたいと考えております。以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

そうしましたら、その参加者ということは、この終了された19名ということによろしいのでしょうか、それで。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 昨年度、御参加いただいて、終了されました19名の方を対象に行っていきたいと思っております。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

その専門相談員というのは、当市の保健師、それともまた外部委託をしてやるということでしょうか。済みません、明確に。

○保険年金課長（嶋田 淳君） この事業全体、外部委託で実施してございまして、こちらの専門員につきましても、外部に委託した保健師、または看護師という形でやらせていただきたいと思っております。以上です。

○20番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

ぜひ、1回プログラムに参加して、体調よくなったけれども、やはり人というのはなかなか、意思が弱い部分もありますので、こういったフォローもしていただけると、引き続きその健康を維持し、透析のほうに移行しないで済むのかなというふうに思います。ぜひ、こちらの事業も積極的にお進めいただければなというふうに思います。

これに関連することなんですけれども、視察した呉市のほうでは、こういった糖尿病重症化予防のプログラム参加者及び家族の方が、直接支え合って自分の体調管理をしていく、またその体調管理を支援していく、そういった呉そらまめの会と、こういったものが発足をしているようでございます。当然こういった会は、行政がつくれと言ってしまうようなものではないと思うんですけれども、しかし今おっしゃっていただいたような個々への電話相談、これに加えて、こういった会が東大和市でもあれば、その後の体調維持管理についても大きく貢献できるのかなというふうに考えます。こういった会の発足を、ぜひ推進していただければなというふうに思うんですけれども、市の考えをお聞かせいただければと思います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 御指摘いただきましたとおり、糖尿病重症化予防プログラム参加者が、プログラム終了後も体調の維持管理に努めていただくことは、医療費適正化の効果のみならず、御本人が健康な生活を送るために大変重要であるというふうに考えております。呉市におけるプログラム終了者が自発的に集まり、活動している会の支援の状況、こちら承知しているところでございますけれども、実施には市の人員体制、また関係機関との連携等、さまざまな課題もあると考えております。今年度、新たにアフターフォローも実施いたしますので、この状況を見ながら今後研究させていただければと考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

この呉の会ですが、糖尿病の健康維持に必要な料理のレシピを公開するとか、非常に具体的なお話も出しながらやっておられるそうでございます。当然その体調の管理とか、医学的な知識とかの学びの場ということもあるかと思うんですけれども、ぜひそういったお互いがお互いを支え合うということも、こういった事業の成功には必要な部分ではないかなというふうに思いますので、ぜひ御検討、お願いいたします。

もう一つ、これもまた呉市の例なんですけれども、新しい事業として糖尿病性腎症、糖尿病に由来するような、こういった腎臓病を除いたCKD、慢性腎臓病に関する重症化予防プログラム、こういったものを検討しているそうなんです。こうした新しい取り組みも、ぜひ研究し、私どもの市の事業に吸収していただいて、何らかの形でうちの市としても事業を立ち上げるなど、反映していただければなというふうに思います。これについて現在どのような情報をお持ちか、またその内容について市としてどのように評価されるのか、お聞かせいただければと思います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） CKD、慢性腎臓病重症化予防プログラムにつきましては、レセプトデータ及び特定健診結果から、糖尿病発症前の慢性腎臓病の方を対象に行う事業ということでありまして、業者への委託方式ではなく、呉市と広島大学大学院との共同研究で実施を検討しているというふうに聞き及んでおります。しかし、具体的な内容につきましては承知してない状況でございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

大学との共同研究ということでございまして、しかし大学との共同研究ということだと、研究費として文科省からも、こういった事業に対する助成制度もあるのかなというふうに考えますし、大学と共同というとなかなか難しい部分もあるのかなというふうに思うんですが、この東京にもすぐれた医科大学、たくさんございますので、東京都における先進的な自治体の一つとして、ぜひこういったプログラムも研究、検討していただければなというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

この受診勧奨フォロー事業、また生活習慣病放置者のフォローをする事業において、呉市さんですと、その訪問後にレセプトを確認して、この受診者がふえた、今まで受診していなかった人がふえたということが確認されるということでございました。当市としては、こういったデータの利用の仕方も行っておられるのか、御確認させていただきます。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 当市におきましては、生活習慣病治療を中断してしまった方、それから検診異常値の放置されてる方への医療機関への勧奨通知の送付という形で実施しております。訪問には至っておりません。

またレセプトの利用方法についてでございますが、通知後に医療機関を受診したかどうかについては、確認

をしております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

いろいろな活用方法があるということで、十二分にそういったデータも活用しておられるということでございましたので、ぜひお続けいただければと思います。

それでは、そのレセプト点検のシステムの利用について、1点、何名体制で、どのような方法を行っているかということなんですけれども、この呉市さんの例を聞きますと、やはり市のほうで人員を確保して、パソコンの画面を幾つも置いて、その対象者の方のデータを目でもチェックしながら問題点を見つけていくということで、しかも専任の方なので、スキルアップをして、よりよく事業を効率的に、また有効的に展開していくことができるというような体制をとっておられました。当市においては、どのような方法をとっておられるのか、お聞かせいただければと思います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） レセプト点検につきましては、当市は委託により行っております。人数は4人体制で、医療事務技能検定等の有資格者、またはレセプト業務についての技能検定を受け、画像レセプト情報管理システムを支障なく操作できる方が従事しております。点検の方法につきましては、画像レセプト情報管理システム端末を用いまして、請求点数の適否や重複請求の有無等について、契約の仕様に定めた内容に基づき点検を行っているところでございます。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） 契約の内容に定めたことをやっていただけるといって、やはり市としては、これとこれをやってほしいということで要望はできる。また今後必要があれば、それにさまざまな、もっとこういったやり方をしてほしいとか、そういったものも要求できるということによろしいんでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） そういった仕様については、当然市のほうで定めてございますので、必要ということであれば仕様に盛り込むことはできるというふうに考えております。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） この外部委託という方法は、しばらくこの方法でいかれるというお考えでしょうか。それとも、改めてまた市のほうで人員を整備をしてやるということでしょうか。今現時点のお考えをお聞かせいただければと思います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 現時点におきましては、市のほうで雇い上げるというふうなことは考えていないところでございまして、継続的に委託ということの考え方でおります。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

市の考えを十二分に反映できるというようなことであれば、ぜひ外部委託でも十二分に活用していただければなというふうに思います。

その拡充という観点で、最後ちょっとお伺いしたいのが、国の動向なんですけれども、国保新聞という新聞ございまして、この報道によりますと、厚生労働省はことしの3月31日に、国保法に基づく保健事業実施指針の改正を官報で告示したようでございます。それによりますと、ここで今話題にしましたような事業内容、こういったものを主としましたデータヘルス計画の策定を新たに規定したと、これが大きなポイントであったということなんです。また26年度の国保保健事業への助成では、データヘルス計画を立てた保険者に国が助成す

る事業を、国保ヘルスアップ事業として位置づけているようでした。このデータヘルス計画ということ、これについて詳細がわかればぜひ教えていただきたいということ、この策定について、本市としては東京の他の地域に先駆けて、先進的に取り組みを始めた自治体といたしまして、この策定についてどう考えておられるのかということ、お聞かせいただければというふうに思います。この事業の先進自治体として、いち早くこういったものの策定作業に取りかかって、他の自治体に模範を示していただければなというふうに思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○市民部長（関田守男君） ただいま御質問のありましたデータヘルス計画の策定ということで、本年3月31日に国のほうから示されたものでございます。これにつきましては医療費が年々増加する中で、今いかにこれを抑制するかという視点もございしますが、同時に健康維持を増進させるということもございします。そうした中で、本市の実施、まあ25年から実施いたしました、もともと国におきましても先進の市町村の実施状況を参考につくられたものというふうに認識してございます。先ほど来、御質問のありました呉市等の事業を参考につくられたというふうな認識を持ってございます。

それで、その中の内容といたしましては、保健事業、本市が実施しております糖尿病重症化予防の保健事業でありますとか、それからジェネリック医薬品の推進でありますとか等々の項目がございまして、これを先ほど言いましたデータヘルス計画の中で規定していくと。そして、その計画をさらに数値的な目標を掲げて、結果を検証できるようなPDCAサイクルを活用したような中身というふうになってございます。本市といたしましては、これから国・都の動向を注視しつつ、この策定の時期というのはまだ応答ございません。したがって、そちらを注視しながら、計画については本市も実施している事業でございしますので、中身が多いものでございますから、この準備を進めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 時期についてはまだということではございましたけれども、ぜひ部長おっしゃられたように、今から準備をしていただいて、ぜひこの策定、進めていただければなというふうに思います。何分、国保のこういった事業というものは市民の、特に国保でございしますので自営の方、また高齢者の方が多いわけではございますので、そういった方々の健康を守ることに非常に重要な役割を果たしているものだというふうに思いますので、ぜひ今後とも力を入れて、この事業を継続、また発展させていっていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

2番につきましては、以上で終了させていただきます。

次に、3番目の窓口業務のサービス強化についてでございます。

御答弁いただいたことを前提なんですけど、まずこのワンストップサービスということ、また総合窓口ということの定義のあり方からまずお聞きさしていただければなというふうに思います。通常、ワンストップサービスっていいますと、ぱっと聞いた具体的なイメージが、1つの窓口で来庁者の方が全てその場で用事を済ませることができるというようなことで、割と大きなものをイメージするというふうに思うんですけども、このワンストップサービス、また総合窓口のあり方の定義ということ、どのように捉えておられるのかお聞かせいただけますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 自治体で、総合窓口化あるいはワンストップサービスということで、取り入れてる自治体があるところではございますけれども、市によってその取り扱い業務というのがさまざまございまして、例えば大きいところだと七、八課の業務を担当してるんですね。あるいは小さいところだと二、

三課の業務を担当しているということで、その定義というのが明確になってないというか、さまざまであるというふうに認識しております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） そうしましたら、導入したところについても、それぞれの自治体の状況に合わせて大きな規模にしたり、また二、三課というふうの特化したりということで、あり方も、その定義の仕方もばらばらということでしたかというふうに思います。その定義のあり方ということは、そういうことなんですけれども、一方でこのサービスとか総合窓口を設置することによるメリットという点、財政的な効果の部分はそのようなものがあるのか、また職員の業務に対してはどのようなメリットがあるのか、また住民サービスの向上ということでは重要な点だと思うんですけども、これについて現状おわかりになることがあればお聞かせいただければと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 一番の効果としましては、市民の方が1つのところ、窓口に行きますと、さまざまな手続がとれるということだと思います。例えば申請書1枚書いて、複数の手続がとれるとか、そういうことが可能になると思います。また担当する職員としまして、簡単な業務はそこに1カ所に集約されますと、そこで全部できてしまいますので、もともと専門的な知識を要するものは、直接そこに相談だったら、相談は担当の窓口へ行くとか、そういう分業化も図れると思いますので、業務の効率化にもつながると思います。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 財政的な効果というのは、あるのかないのか、その点についてお聞かせいただければと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 財政的な効果ですけれども、例えば電算システムでさまざまな証明を出すようなことで、今、例えば東大和ですとそれぞれの課がシステムを入れてるわけですけども、それを統合した形でシステムを入れることになると、そのシステム改修のお金もかかりますし、スペース的なものも1カ所に集めることによって、その場所、総合窓口なら総合窓口を大きくすることもありますので、その辺の取り扱い業務によりまして、明確に効果があるかないかというのは、判断できないところではないかと思っております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

そうしますと、その住民サービスの向上という観点と職員の業務の効率化という点は、メリットであるということで理解をさせていただきました。これまでも壇上でも申し上げましたように、その導入を視野に入れながらお進めいただいているというふう思うんですけども、本市としてこれまでの取り組みの中で、先進事例としてどのような自治体をモデルとして研究をされたのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 職員が視察に行ってきた例でございますけれども、平成22年10月に福生市のほうの総合窓口課のほうにお邪魔させていただいております。その福生市さんでは、平成20年4月に新庁舎が完成しまして、市民の需要の多い主要窓口を1階に集約しているということを聞いております。また総合窓口課以外の業務があった場合、市民の方はそこにいらして、担当する職員、別の課の職員の人がそこに出向いて、相談なり説明をするというような対応をしているというふうに聞いております。

また、町田市のほうにも行きますと、これは平成24年10月ですけども、こちらにつきましてはやはり平成24年7月に新庁舎オープンしまして、ここは来庁者の7割の方が1、2階で用事を済ませるように、そういう

レイアウトをとったということで、ワンストップサービスという考え方もありますけど、ワンストップロビーのような考え方で対応してるというふうに聞いております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） どちらの例も新庁舎がオープンしたということで、それを機にというような内容であったかと思います。また、それ以外の例でも、例えば東京都の市町村自治調査会の平成23年度の調査報告、ちょっと古いんですけども、新庁舎ということではなくて、例えば島根県の浜田市というようなところでは、離れた別の部署も含めて、並行して同時に事務を処理することができるという遠隔二線式ですとか、あと東京の三鷹市ですと駅前にもそういったものを設置されてると、さまざまなタイプがあるということでありました。当市としては、そちらの2つの自治体を研究されたということでございますけれども、このモデルとして研究した事例について、どのような評価をされておられるでしょうか。また、そうした研究した上で、当市としてこれを総合窓口の設置、ワンストップサービスの実現、こういったものについてどのように生かしていけるというふうにお考えでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 評価としましては、やはり今御紹介もありましたけれども、総合窓口、あるいはワンストップサービスという業務の取り扱い方がさまざまであるということになるかと思います。その関係で、仮に多くの業務をやることになりますと、職員は複数の業務の知識を得なければいけませんので、そこで人材育成の問題があると思います。また人員の問題もありますし、スペースの問題……。職員増というんですかね、そういう対応をふやしたり、あとレイアウトの問題などもありまして、その辺の物理的な問題もあるかと思います。ただ、その取り組み自体は、さまざまな業務を、やり方がありますので、それにつきましては東大和市に合うものがあるかないかとか、それにつきましては情報収集しながら引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 難しい問題がいろいろあるということで、引き続き御検討ということなんですけども、ぜひ御検討を進めていただければと思います。スペースの確保の問題ですとか、業務担当者のスキルの向上、また職員をふやすとかレイアウトの問題、さまざまな課題があるということでございました。スペースの確保につきましては、これから公共施設のあり方について総合的に議論が進められていくことであるというふうに認識しております。その議論の中で、ぜひ住民サービスの向上、これを目指した窓口業務の改善、これを目標として、ぜひこのスペースの確保についても検討課題としていただければなというふうに思います。実際、現在理由はどうあれ庁舎の2階に空きスペース、今ございます。理由はどうあれ。工夫次第で、スペースの確保も無理ではないのかなというふうには、素人身としては考えてしまうんですけども、先般、一般質問でも申し上げましたファシリティーマネジメントの手法なども参考にさせていただいて、ぜひこういった空間の確保ということも御検討いただければというふうに思うんですけども、いかがでございましょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 全体的な部分もありますので、ちょっと広目にお話をさせていただきますと、ワンストップサービスなり総合窓口なり、いろいろな他市の事例、あるいはいろいろな情報のもと、検討してるのはございますが、現状、当市の場合は、いろいろ事業というものが、ちょうどここ二、三年度、重なるような状況がありまして、具体的に申し上げますと、先ほどもちょっとお話に出てますが、社会保障・税番号制度、こちらの導入が27、28、29年度と段階的にいろいろなものがスタートしていくということで、庁内も市長を本部長に、本部、またそのもとに委員会、作業部会ということで、3段階の組織をつくりまして、対応を

全庁的にするというような大がかりなものを控えております。その中では、システム等、今こちらで御質疑いただいておりますワンストップサービス等のことも、そういうものも視野に入れていかなきゃいけないというような内容になっております。それが1つございます。

それと、スペース的な問題につきましては、現在この本庁舎の耐震工事の実施設計を平成26年度行うということで、平成27年度以降、工事を考えております。そういったものが、第一に今実施するものだというふうに考えておまして、そういうようないろいろなものの事業を考えて実施していく中で、当然のごとく窓口の市民サービスの向上につながるような、東大和市にふさわしいような窓口の連携、サービスの向上というようなものを考えていきたいというのが現状でございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございます。

さまざまな課題を抱えながらということございまして、今部長のほうからもお話しいただきました社会保障・税番号制度、この導入と、やはりその窓口業務と密接にかかわってくるというふうに私も考えます。この制度が導入されると、この窓口での取り扱いがより効率的になるんじゃないかなというふうに思われます。重ねてのお話になると思うんですけども、これとワンストップサービス、総合窓口、この関係性についてどのように考えておられるのか、御見解を伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 社会保障・税番号制度によりまして、例えば複数の機関に出向いて、課税証明だったり、さまざま証明をとりについていたのは、そういう添付書類が不要になるということになります。それが連携が図れるということですね。またワンストップサービスも、1カ所の窓口で手続がとれるという意味では、やっぱり利便性の向上は上がるというのは、同様な扱いかなど思っております。今部長のほうからも話がありましたけれども、社会保障・税番号制度の導入によりまして、その後の可能性につきまして考察している本なんかもあるんですけど、その中では例えば自治体内でシステムの連携が図られるということで、その総合窓口システムみたいな、そういうシステム構築が図られるということの可能性もあるというふうに聞いております。そういう可能性の考察ですので、正確な話は今の段階ではできませんけれども、将来的にその社会保障・税番号制度が導入されることによりまして、総合窓口システムのような扱い方で総合窓口化が図れる、そういう可能性もありますので、それは今後の情報収集をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

いずれにしても、そのマイナンバー制度、これも非常に大きな事業であるということも、部長のほうから御答弁いただきまして、いずれにしても非常に困難は幾つもあるなというふうには思います。しかしながら、ぜひ検討、研究を続けていただければと思います。

そこで、ちょっと戻りまして、職員のスキル向上という点に関する事なんですけれども、確かに職員の方が担当されて、スキルの向上について市としても研修等、力を入れていただくことが望ましいと思うんですけども、一朝一夕にレベルが上がるというものでもないでしょうし、必要人員の確保という問題もあるかと思えます。

ちょっと総合窓口と若干話ずれるかもしれませんが、例えば足立区などは窓口業務、外部委託にするという方法をとられました。それによる窓口業務のサービス向上ということが図られるということなんですけれども、その業務に特化した業者に任せるということで、担当者の一定のレベル、スキル、こういったものも

確保可能かというふうに思います。また、財政の面でも、やはり効果もあると思われまし、そうしたことによつて市の職員の方も本来の業務に専念できるんじゃないかなというふうに思うんですけども、この点について御見解をお聞かせいただければと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 今、佐竹議員がおっしゃったように、窓口業務の委託をやつてる区市町村もあるところ。そのメリットとしましては、今おっしゃられたように、業者のほうに一定の研修を積んだ職員とか、社員の人を派遣してくるということで、サービス業務が安定するというメリットもあります。また場合によっては、経費の削減ということも言われております。

ただ一方で委託業務ですので、委託業者には市の職員は直接指示できないとか、あるいは事務室を、業務のする場所を分けなくては行けないとか、そういう一定の制限も働いてるようです。ですので、その辺の考察というのは、市が導入する場合には必要かと思つております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

任せればいいということでもないのかなという。でも、そのスキルとか、そのレベルは確保できるということもお話も伺いました。今までのさまざまなお話いただいた中で、現段階では本市としてどのようなタイプ、もし総合窓口を設置する、ワンストップサービス、開始するというのであれば、どのようなタイプが一番適当であるというふうに、現状では認識しておられるのかお伺いできればと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 1つは、そのシステムの統合とかスペースの問題を考えますと、1カ所で多くの手続をするというには限界があるかと思つております。ただ一方で、利便性の向上というそういう目的を果たすとするば、できる業務から1カ所に対応できるような、そういう工夫をして取り入れていくのが一番いいのではないかと思つております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） そうしますと、できる業務から少しずつ、それを積み重ねていって行くということで、私は理解をさせていただきました。

もう一点、いろいろな他市の事情を学んでいく中で、埼玉県のこれ、あれなんですけども、2012年ですので2年前になりますが、Think-ingという彩の国さいたまづくり広域連合政策情報誌、こういったものございまして、その中で久喜市の職員の方がレポートを寄せておられます。進化する総合窓口、窓口を科学すると。こういうレポートなんですけれども、これ職員の自主研究グループで、こういった研究をされて、実際、自分が勤める市の職場に生かしておられるという、こういった事例が紹介をされておりました。本市でも、こういった厄介な問題を抱えているとは思いますが、中堅の方、また現場で汗をかいておられる若手の方による研究チーム、こういったものを立ち上げて、なるべく速やかに導入できるような形で研究をしていただくというようなことも必要じゃないかというふうに思うんですけど、この点についてはいかががございましょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 研究グループということで、実際、現在市のほうでは自主研究グループで、ここ2年間やってきました。26年度、新年度も既にもう自主研究グループ、立ち上げまして、テーマがもう決まっております、既に2週間前から活動に入っております。いろいろ成果も上がっている事業でございまして、今後このワンストップサービスなり総合窓口、こういうものに限らず、より効果があるものは、そういうような若い職員、若手の職員も入った中でのグループ化をして、いろいろな業務に効果があるようなものについては、導入を考えてまいりたいというふうに思つております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。もう既にやられているということ、また成果も出てるということで、引き続きよろしく願いいたします。

最後に、この点について市長、一言、御見解あればお聞かせいただければと思います。

よろしく願いします。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話を聞かしていただきましたけど、ワンストップということでございますけど、まあ簡単に言いますと、市民の方から見ると、窓口をどれだけ移動しなくて済むかと、これに尽きるんじゃないかなというふうに思っております。私も行政側から見ると、それぞれの窓口、それぞれの仕事があるということですけど、市民の方からしてみれば、そういうことかなというふうに思うわけですけども、現実にはいろんな届け出をしなければいけないということになるというふうには思っているわけですけどね。それで、例えば転入だとか、そういう届けが来るとね、転入というのは、ここに新しく住所を設ける、住民票をつくるということですから、住所から始まって家族全て、そして国保の関係だとか、あるいは学校、保育園、その他、福祉関係もあるだろうし、そういうふうなものを総合的に1つの場所で全てというのは、現時点では難しい。要するに、現状のままでは難しいかなというふうに思いますけど、要するにもっと簡単に言うと、お客様が来なければできんですね。お客様少ないわけですから、ゆっくりとできるということと、それともう一つは、職員がそれだけの幅広いスキルを持つということ。この2つが可能ならば、できる可能性大いにあるだろうと。要するに時間はあるわけですから。来てるお客様にとっては、自分のことを今ここでやってくれてるってことで、待ってるという感覚はない、やりとりしながらですから。ですから、ただそのためにはお一人のお客様のために多くの時間をとるということですから、大勢のお客さんが来るというのは、これは先ほど言ったスペースだとか職員体制では難しいというふうに思いますけど。ですから、お客様が来ないようにするためにはどうしたらいいかという、特に市民課等のことを考えるとね。証明発行で来る、ただそれだけで来るお客さんというのはすごく大勢おいでになるかなというふうに思うんですけど、もしそういうお客様がほとんど窓口に来なくても済むようなやり方があれば、証明関係の職員はする必要はないんじゃないかなというふうな思いもございます。そうすると、1人の職員が対応は大勢できるようになるんじゃないかなというふうに思います。だから、要するに考え方を変えていかないとだめかなというふうに思っているわけですね。

そういうふうなことを考えると、今回の先ほど言った社会保障・税番号制については、そういった意味ではそのカード、それがキーワードになるかなというふうに思うんですね。それぞれのいろんなものが、そこにもしセットできるということになると、それを使っているいろんなことが、組み合わせも含めていろんなことができるんじゃないかなと。要するに、届け出漏れがなく、お客様にとっては1つのことで来たけども、それに関係してこういう届けもありますよとか、そういうことを、お客様が知らないことを、ごく自然にこちら側から教えてあげることができるだろうし、幅広い、もっともって来たお客様にとっては有利になるようなものというか、そういう制度になる可能性はあるだろうということなんで、そういった意味ではこの社会保障・税番号制の導入ということになったときに、職員のほうには東大和市役所として、当然国が定めた内容、項目というのはあるわけですけど、それ以外に任意の設定項目ってあるわけですから、それらを徹底的に利用できる、そういうふうなことを前提にしっかり考えてもらいたいということでお話はさしていただいて、そういう方向に向かってやっているということで、先ほど言ったようにワーキンググループを含めて、部会まで3段階に分けてやるということで、細かいところまでどこまでできるかということで、今、一生懸命やっているところで

す。そういうふうなものがきちっとできるようになると、ワンストップということもある程度見えてくるかなという気がします。

職員のスキルについては、私は先ほど御質問者というか、佐竹さんが呉の職員は熱意があったとか、それからあと前向きだったということをお話ししましたけど、うちの職員も決してそれに負けず劣らずの前向きな姿勢を持った職員が大勢いますので、そういうチャンスさえあれば能力は十分発揮していただけるというふうに思いますので、そういった意味ではいろんな業務をこなせる、そういう職員を育てるという形で、そういうふうな方向にいけば、そういうふうなことができるというふうには思っており、そういう意味では職員のスキルは上げていくということは、もう十分可能だなというふうに思います。あとはシステムとどう組み合わせながらやっていけるのかなというふうには思っているところです。これから二、三年ということになるかなというふうに思いますけど、そのころにはある程度、形が、こんな形かなというふうな、とりあえず社会保障と税番号制のそちらのほうがしっかりと固まってこない、私どものほうではどうしようもないというところもありまして、その辺のところ今一生懸命見ながらやっているとございまして、そんな形でいければなというふうには思っております。

以上です。

○副議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時45分 開議

○副議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（佐竹康彦君） 市長の御答弁ありがとうございました。さまざまな課題を抱えているということでございますけれども、その可能性は、総合窓口、ワンストップサービスの可能性、見えてきているのかなというふうに、いいほうに私、感じさせていただきました。ぜひ、これまでの取り組みをさらに発展させていただくとともに、市長のおっしゃる熱意のある、能力のある東大和市職員の皆様の御奮闘を心から期待を申しまして、この質問、3番目の質問を終わらせていただきます。

次に、4番目の夜間照明の設置についてお伺いをさせていただきます。

これも前にも質問させていただいて、やはり現状としても設置に向けてはなかなか難しい、さまざまな条件があるというような御答弁だったかと思っております。しかしながら、この桜が丘市民広場なんですけれども、新給食センターの建設によりまして、やはり広場の面積が狭くなるのは、これは事実でございます。その使用できる面積が縮小した分、何によって住民サービスを提供していくかという、やはり時間をふやすことではないかなというふうに思います。そのためには、この夜間照明、必要かなというふうに思うわけでございます。

そこで、その新給食センターが建設された後の縮小した面積を基準とした夜間照明の器具の設置、こういった見積もりも、ぜひとっていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。

またあわせて、この施設整備の補助として、スポーツ振興くじ、いわゆるtotoの財源を活用した補助制度、これがあるようですけれども、そうした制度の活用も検討に値するというふうに思いますけれども、この点についていかがでございましょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 桜が丘市民広場への夜間照明の設置についてでありますけれども、市長答弁にもございましたとおり、市内の不足するスポーツ施設への対応として、非常に有効な施策であるとは思ってござ

います。さまざま研究してきてるわけですけども、その中でお尋ねの見積りの件でございます。過去の答弁で、私どものほうで桜が丘市民広場、全体を照らす夜間照明を設置した場合には9,300万円程度というふうに答弁をしてきた経過がございます。その後、桜が丘市民広場に給食センターが新しくできるということで、大分面積等も固まってきたということで、残りの部分、西側の部分について夜間照明を設置した場合どうなるのかなということで、昨年の10月なんですけども、見積もりをとった経過がございます。内容的には、6本の支柱を立てまして、合計で48個の投光器をつけると、グラウンドを照らすという仕様でございますけども、金額的には約5,600万円という見積もりで私ども把握した部分でございます。

ただ、お話をさしてきていただいておりますけども、この部分、桜が丘市民広場につきましては、やはり近隣住民の皆さんの御理解がなければ実現はなかなかできないのではないかと感じておりまして、現状では難しい状況であると認識しております。今後につきましても、他団体の施設の利用、それから未利用地等の利活用も含めまして、さまざまな角度からスポーツ施設の充実に努めてまいりたいと思っております。

t o t oのスポーツ振興くじにつきましては、課長のほうから御説明いたします。

○社会教育課長（村上敏彰君） グラウンドへの夜間照明の設置につきましては、御質問者がおっしゃられましたとおり、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興宝くじの助成金がございます。補助の交付に当たっては、施設の規模、最低事業費、照度等の条件がございますが、金額に関しましては事業費3,000万円を上限といたしまして、その3分の2、2,000万円の補助を受けられる制度でございます。

では、補助の条件の内容でございますが、補助対象経費の合計額が1,000万円以上の経費があるということですね。次に、施設の規模が1,000平方メートル以上。さらに、平均照度、こちらが100ルクス以上となっております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

なかなか住民の理解という部分で難しいということ、まあ既に見積もりをとられてたということで5,600万円、またスポーツ振興くじの財源を生かしたということの詳細、理解をさしていただきました。その周辺環境ということなんですけれども、この夜間照明の設置を念頭に、利用団体の方と地域住民の方と連絡協議会のようなものを立ち上げて、対話と理解の場を市がコーディネートしていくことができないかどうかということ。また5,600万円という価格ですんで、先ほどのスポーツ振興くじも3,000万円が上限ということだったんですけども、公式試合にたえるような照度でなくても、照度を低くして練習のみに限定をして、時間も短縮とか、さまざまな工夫できるかというふうに思うんですけども、こういった点について御見解をお聞かせいただければと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 桜が丘市民広場に夜間照明を設置する課題の一つが、今申し上げましたが、近隣住民の方々への理解をいただくことだと思っております。過去には、夜間照明の設置に賛成の請願と反対の陳情が同時期に出されたという経過もございます。今、佐竹議員から利用団体と地域住民の連絡協議会のような形で立ち上げてみてはというような新しい御提案いただきましたので、利用団体や施設を管理する指定管理者の意見も聞きながら、どういうことができるのかにつきまして、今後も考えてまいりたいと思っております。

また照度を落とすという形で、近隣住民への配慮をして進めたらというようなお話でございますけども、今課長から話しましたとおり、このt o t oの振興くじの助成に当たりましては、100ルクス以上という条件もございます。ですから余り暗いと助成がきかないようなことも出てきますので、そういうことも十分検討し

ながら考えていく必要があるかなというふうに思っています。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） 種々難しい問題があるのは承知をいたしました。しかしながら、以前から利用者の方、関係者の方、要望があることでもございますし、この場所、利用されてる市民の方とお話したときには、ボールを使って体を動かすことだけでもいいんだと、とにかくあいた時間で体を動かしたいんだというような切実な声を伺ったことがございます。利用者の方に、再度その声に耳を傾けていただくとともに、設置の可能性も引き続き追求をしていただければなというふうに思います。また、他の団体の自治大学ですかね、そういったところの利用ですとか、また未利用地の活用ということも御答弁いただきましたので、そちらのほうも積極的に働きかけをお願いできればなというふうに思います。

それで、②の学校グラウンドということなんですけれども、学校の設置にもさまざまな問題があることは承知しております。やはり同様の騒音の問題ですとかだと思えますけれども、しかしながらこの近隣他市では、学校施設で夜間利用できるというこういった整備がなされておまして、近隣他市よりもやはり当市の市民は、この面において住民サービスの充足感を得にくい状況なのかなというふうにも私、考えます。また東大和市の第三中学校なんですけれども、都の中学校野球春季大会では、今回、準決勝に進出しておまして、7月20日に開幕する第67回都中学校野球選手権大会にも、これは準決勝に進出した学校は出るということで大変な活躍をされてる。こういった生徒の皆さんにも、ぜひ多くの時間をとって練習もしていただきたいというふうに思います。三中が無理ということであれば、私が考えますと、比較的近隣の住宅が少ないと思われます例えば第五中学校など、まずその検討の対象として整備できないのかなというふうに考えておるんですけど、この点についてはいかがでございましょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 中学校への夜間照明につきましては、近隣市において設置されていることは認識しております。例えば立川市では29校中29校、全校ですね。小平市は19校のうち1校、東村山は20校のうち1校、昭島では21校中3校、武蔵村山市は13校のうち2校、国立はちなみにないという状況でございますけれども、なかなか立川市以外につきましては、近隣住民への配慮からなのか、これは何とも言えませんが、なかなか全市的に広がっていないという状況もございます。お話のように桜が丘市民広場に設置するよりも、中学校のほうに設置をするほうが安価でできるような話も実はございますが、五中にも東側には民家がございまして、やはり多い少ないにかかわらず、丁寧にそういう近隣住民への理解をいただく必要があると思っておりますので、引き続きこちらにつきましても研究を重ねてまいりたいと思っておりますので、引き続きこちらにつきましても研究を重ねてまいりたいと思っております。

済みません、学校施設への照明の設置につきまして、国の補助が、補助制度があるということですので、設置に当たりましてはこちらの補助が使えるものというふうには認識しております。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） さまざまな課題もありながらでございますけれども、ぜひ前向きに今後とも検討課題の一つとして、その可能性の追求をしていただければなというふうに思います。また学校には国の補助もあるというようなお話でございましたので、こちらのほうが可能性も高いのかなというふうに考えておりますので、引き続きどの場所がいいのかも含めて、ぜひ御検討いただければというふうに思います。

済みません、この項目はこれで質問終了させていただきます。

次に、5点目のごみの戸別収集に伴う鳥獣被害の防止策についてでございます。

市が考えております生ごみの水切り、またマナーの周知、そういったことが対策ということでございますけ

ども、そのほかに具体的な対策についてお考えされてるようなことがあれば、お聞かせいただければと思います。

○環境部副参事（中野哲也君） 鳥獣被害の具体的な対策ということでございます。当市においては、やはり排出マナーの部分で、市民の方に周知を行っていきたいということもありまして、また集積所収集から戸別収集に変わるということで、排出マナーの向上といったものも、今回、一つの狙いのところもございますが、防御策としましては、排出マナーでは時間を守って出していただく、また生ごみはなるべく見えないような袋の中心のところを出していただくとか、また物理的な防御策としてはネット、防鳥ネットを使う。また他市の事例を見ますと、不要になったレース編みのカーテンなどを代用として防御策をとっている市もございます。またS字フックで門扉等に袋をひっかけていただいて、地面に直置きではなく、空中にちょっとつるしていただければ、鳥獣の被害を免れるというような事例がございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

そういった具体的な事例について、市民の方、御存じでない方も多数いらっしゃるのかなというふうに思います。実際その説明会に参加したときも、そういった質問もなされておられましたし、こういった具体的な事例を市のほうでも周知徹底をしていただくと、より効果が高いのではないかなというふうに考えるわけです。

今のほうでは、広報活動の計画で分別ガイドですとかホームページ等々といった御答弁がございました。市として、ぜひお考えのような対策についてさまざまなメディア、当然市報ですとか、その各戸に配布される分別ガイド、ホームページ、またSNS等々、これらを通してその対策、知識を市民の方に広く知らせていただければなというふうに思います。特にホームページにつきましては、私ども他の自治体を見まして、例えば中野区のホームページでは、「カラスの習性を知って対策を」と題したページを作成しておられますし、茅ヶ崎市では「カラス被害の対策について」と題して、写真入りで詳しくその対策を紹介されておられます。他の自治体でも同様の事例がございますので、当市でもぜひホームページ等で、こうした情報、ホームページも含めて、さまざまなメディアとして、こうした情報を広く発信していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 議員のほうから今お話がありました分別ガイドですとか、広報紙などを通じて市民の皆様には周知徹底を図っていきたいというふうに、今準備を進めているところでございます。またホームページにつきましても、どのようなことができるかということも含めまして、今後掲載ができるように頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ぜひ、よろしく願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（関田正民君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 東 口 正 美 君

○副議長（関田正民君） 次に、17番、東口正美議員を指名いたします。

〔17番 東口正美君 登壇〕

○17番（東口正美君） 議席番号17番、公明党の東口正美です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず大きな1番として、高齢者の自立した生活を支援する買い物弱者対策について伺います。

少子高齢化と言われて久しくなりますが、その傾向によるさまざまな現象は、あらゆる場面で今までにない問題を提起しております。その問題の中で、今回、私が取り上げるのは買い物についてです。買い物弱者または買い物難民とは、住んでいる地域で日常の買い物をしたり、生活に必要なサービスを受けたりするのに困難を感じる人たちのことを言い、高齢者の方を中心に全国で約600万人いると推計されています。買い物が困難になる理由、また原因はその地域によってさまざまであり、その解決を図る方法も地域によって異なると考えられます。そのため、それぞれの自治体が、その実態の把握や分析、そして問題解決の方法を調査、研究する必要があると思います。

そこで、①として高齢者の日常生活における買い物へのニーズを市ではどのように認識していますか。

②高齢化と買い物弱者の状況について伺います。

アとして、地域ごとの高齢化率との関係。

イとして、移動手段との関係。

③買い物弱者支援を行うときにどんなことが考えられますか。

ア、買い物弱者支援に対する国や都の補助金にはどのようなものがありますか。また、参考となる他市の事例について伺います。

a、足立区・買い物弱者支援。

b、港区・高齢者の買い物支援（芝地区地域事業）。

c、茨城県牛久市・移動店舗サービス。

イとして、買い物弱者支援で行政の担うべき役割と既存の地域資源（商工会、商店街、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会、民間企業等）の活用について、どのようなことが考えられますか。

④買い物弱者支援で期待される効果について伺います。

ア、介護予防の観点からどのようなことが考えられますか。

イ、地域コミュニティの形成の観点からどのようなことが考えられるか伺います。

次に、大きな2番、水資源の有効活用を促す雨水利用について伺います。

平成26年5月1日、雨水の利用の推進に関する法律が施行されました。この法律は、雨水を貴重な資源として有効利用することを促し、近年の気候変動による集中豪雨の頻発を踏まえ、下水道や河川に雨水が集中して流入することを防ぐことが目的です。国や独立行政法人が建築物を整備する場合は、雨水利用施設の設置目標を定め、地方自治体の建築物には努力義務を設定しています。また地方自治体が家庭などを対象に実施する助成制度は、国が財政を支援するほか、調査、研究の推進や技術者の育成にも努めることが盛り込まれております。雨水利用推進法の制定に向けて公明党では、2010年9月、水資源の有効利用を促すためのプロジェクトチームを発足し、NPOや日本建築学会、製造メーカーの関係者との意見交換を重ね、法案を作成しました。2011年6月に初めて法案を国会に提出したものの、何度かの継続審議と廃案を繰り返しましたが、今国会で与・野党の賛同を得て成立いたしました。

そこで、①現在、市で行われている雨水利用について伺います。

ア、どのようなことが行われていますか。

a、公共で。

b、個人で。

イ、どんな効果がありますか。

②「雨水利用推進法」の施行に伴う今後の取り組みについて伺います。

ア、自治体の役割はどのようになりますか。

イ、先進的に取り組んでいる自治体の事例（墨田区）について。

ウ、今後、東大和市ではどのような取り組みが考えられますか。

ここでの質問は以上とし、再質問は自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔17番 東口正美君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、高齢者の日常生活における買い物へのニーズについてであります。買い物弱者は全国で600万人を上回ると推計されていることから、極めて身近な問題と認識しております。現在、本市における人数は把握しておりませんが、地元商店の閉店により、生活必需品や生鮮食品などの日常の買い物に支障を来している高齢者が、地域によっては増加しているものと考えております。

次に、地域ごとの高齢化率と買い物弱者との関係についてであります。市の高齢化率につきましては、平成26年5月1日現在、人口8万5,794人に対して65歳以上の人口が2万717人となり、市全体での高齢化率は24.1%となっております。地区別での高齢化率につきましては、1番目が清原地区で42.4%、2番目が湖畔地区で33.6%、3番目が蔵敷地区で30.1%となっております。これらの地域におきましては、75歳以上の後期高齢者やひとり暮らし高齢者のみの世帯もふえているという要因もあり、買い物弱者と言われる状況にある方がふえていると考えられます。

次に、移動手段との関係についてであります。高齢化に伴い自動車の運転が困難になったり、歩行機能が低下するなど、移動手段について不便を感じる方の割合は高まっているものと考えております。また地域の地理的状況や交通の便、商店の有無などにより、買い物が困難になる方がふえていくのではないかと考えております。

次に、買い物弱者支援に対する国や都の補助金と参考となる他市の事例についてであります。東京都が実施しています補助事業として、買い物弱者支援モデル事業がございます。この事業は、商店街や商工会等が実施主体となり、都内で買い物に困っている方に対する支援を行い、都内商店街の振興及び中小商業の経営の安定と発展を図ることを目的としております。ほかに自治体の事例といたしまして、足立区の買い物弱者支援につきましては、商店街老人クラブが主体となり、移動手段のない高齢者を商店街まで送迎し、買い物商品の宅配を無料で実施するものであります。なお、本事業は東京都の買い物弱者支援モデル事業の指定を受けているとのことであります。

次に、港区の事例についてであります。港区の高齢者の買い物支援、芝地区地域事業については、高齢者を対象に近隣に日用品を購入する店舗が少ない、重い購入品を運ぶことができないと日常の買い物が困難な状況にある地域の方に買い物支援を行うものであります。この事業は、区が民間事業者に委託し、65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯を対象に絞り、有料で実施しているものであります。

次に、牛久市の事例についてであります。牛久市の移動店舗サービスについては、近くにお店がなく車が運転できない買い物弱者や高齢者を対象に、いばらきコープが実施する移動店舗事業であります。本事業は、

消費者団体と行政が協働して取り組み、市、社会福祉協議会、地域包括支援センター、NPO法人、いばらきコープの5者が連携して実施しているものであります。

次に、買い物弱者支援で行政の担うべき役割と既存の地域資源の活用についてであります。行政の担うべき役割について、産業振興の観点から考えますと、買い物弱者に対する支援を身近な商店街等で行うことにより、地域の商店街の振興を図り、地域の活性化に寄与することであるとと考えております。また高齢者支援の観点から考えますと、地域の支援団体と連携した対応が必要であると考えております。こうしたことから、既存の地域資源の活用については、各自治体の地域資源の実情に即した支援策が重要であると考えております。

次に、介護予防の観点からの効果についてであります。買物をする楽しみや人々が集まることでのコミュニケーションの機会が生まれることにより、閉じこもり予防や歩行機能の維持、安定した食生活の確保などの効果があるものと考えております。

次に、地域コミュニティの形成の観点からの効果についてであります。買い物弱者の問題は、その地域住民の共通の課題でもあるため、地域コミュニティが連携して課題に取り組むことにより、地域の活性化が図られるものと考えております。

次に、公共施設における雨水利用状況についてであります。市の施設では体育館、郷土博物館及び市民会館の3施設において雨水貯留槽を設け、雨水をトイレの洗浄水として活用しております。

次に、個人で行っている雨水利用についてであります。自宅で雨水を貯留し、庭などへの散水に使用している例は存じております。市では雨水の有効利用を促進し、水環境の保全及び雨水の流出抑制を図るため、雨水貯留槽設置に対する助成制度を設けており、今後も利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、雨水利用による効果についてであります。雨水を貴重な資源として捉え、水資源の有効活用、洪水の抑制、渇水時の水確保、水道料金の節約など多方面に効果があるものと考えております。

次に、雨水利用による自治体の役割についてであります。雨水利用の推進に関する法律において、地方公共団体は、雨水の利用の推進に関する施策の策定及び実施に努めるとともに、みずから雨水利用を推進するための措置を講ずるよう努めなければならないとなっております。

次に、雨水利用の先進事例についてであります。墨田区におきましては、区役所庁舎に庁舎雨水利用システムを構築し、トイレの洗浄水への活用や雨水利用推進指針を定め、積極的な雨水利用を促進しております。

次に、今後の雨水利用への取り組みについてであります。雨水の利用の推進に関する法律は平成26年5月1日に施行されて間もないことから、国や東京都の動向を注視するとともに、市といたしましては今後新たな公共施設の建設における雨水利用推進を初め、市民の取り組みに対する施策などにつきましても研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○17番（東口正美君） ありがとうございます。

高齢者の買い物ニーズということで質問させていただきましたけれども、買い物に困難を来してる方がいるというふうに理解をしているという御答弁だったと思うんですが、なぜこの買物が困難になってしまうのか、その主な原因がおわかりでしたら教えてください。

○福祉部参事（広沢光政君） 高齢者という観点から、お答えさしていただきたいと思えます。

やはり先ほども市長の答弁でもございましたように、高齢化とともに自力移動手段としての車の運転、こう

いったものができなくなってくるということ。それから、やはり歩行機能等が衰えてくるということ。そういったことが主な原因として挙げられるかなというふうに、高齢者の立場からしますと考えられるというふうに思っております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） そのほか買い物困難者を生む要因は、どのようなことが考えられますでしょうか。

○市民部長（関田守男君） この買い物困難者が、どのように発生してくるかというようなことでございますけれども、今、高齢介護のほうからも説明させていただきましたけれども、1つは高齢化の進展があると思います。そしてまた小規模商店の減少等、日常生活に不可欠な生活インフラが弱体化しているというようなことが、この発生の要因となっているというふうに思われます。

買い物の弱者の発生の主な要因としては、5つあるというふうに言われてございますけれども、1つは先ほど来、説明のありました高齢者の増加ということでございます。2つ目は、核家族化。これは高齢者の独居生活、あるいは老老介護といったようなものでございます。3つ目といたしましては、地域コミュニティーの弱体化がでございます。これは地域、地縁等の地域による支え合いの機能の低下ということでございます。また4つ目といたしましては、モータリゼーションの進展というものがでございます。これは郊外型ショッピングセンターの進出によりまして、商店、小規模の店舗の減少、あるいはバス路線の減便等の交通機関の利便性の低下というものがございます。また5つ目といたしましては、人口の減少と。地域の人口の減少による商店の廃業ですとか撤退というようなものが挙げられております。以上5つが主な要因であると考えてございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 一般的に言われている買い物困難者が起きていく要因だと思います。

そうしますと、今当市の高齢化率についても、地域ごとにパーセンテージも言っていただきましたけれども、決して他市に比べて高齢化率が低いと言えるような数字ではない、むしろ地域によっては非常に高い高齢化率の中で、高齢者が以前から自立していくために自分で買い物ができるということ、すごい大事なことだと思ってるんですけども、この高齢化とか、また歩行とか車に乗らなくなったりとかというような要因が重なって買い物ができなくなった場合、市ではどのようなサービスが行われますか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 買い物ができなくなった場合というよりは、いわゆる要支援、要介護の状態になったということで、買い物だけではなく、その他のさまざまな、日常生活のいろいろなさまざまな活動が御自分でできなくなった。そういった方に対しましては、介護保険のほうのサービスを利用していただくというようなものが考えられます。また、それ以外の虚弱な方であっても、社会福祉協議会で行っておりますさわやかサービスというものや、シルバー人材センターの中で行われております家事援助サービス、そういったものを利用していただいて、そこからヘルパーさんなりに来ていただいてサービスを受けるといったことは、現状で行われてるというふうに思っております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） そうしますと、当市の場合、今買い物がちょっと困難になってきた方に対しては、さわやかサービスとか家事援助サービス、もしくは介護保険の使用につながっていくというふうに思います。

今回、済みません、どんどん進みますけど、他市、まあ他の地域が取り組んでいる買い物弱者支援を先ほども御答弁の中で説明をいただきましたが、今回この買い物のことをいろいろ調べ始めてみると、案外補助金もついてるし、国も都も動いてるし、どこの地域も実はすごく取り組みをしているということに非常に驚きま

して、そのバリエーションにもびっくりしたんですけども、ちょっとこの3つは、それぞれ少しずつ違う買い物弱者支援だと思って取り上げをさせていただいております。

この足立区の支援に関しましては、東京都の買い物弱者支援モデルが使われておりますが、もう少し東京都のこの支援の補助金の事業内容を教えてください。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 東京都が実施しています補助事業といたしまして、買い物弱者支援モデル事業がございます。本事業は、区市町村が商店街と連携して取り組み、必要な補助金を交付することによって、都内で買い物に困っている人に対して支援を行い、都内商店街の振興及び中小企業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的としております。

事業内容といたしましては、商店街が行う買い物弱者に対する支援事業により、買い物に困ってる人、地域の人々への利便を図り、買い物弱者に対して買い物が可能になるような支援でございます。

補助金の額は、東京都が補助対象経費の2分の1、市が4分の1、商店街等が4分の1を負担しております。補助対象経費につきましては、謝金、委託料、賃借料、工事請負費、備品購入費等が対象となっております。事例といたしましては、宅配サービス、移動販売事業、高齢者の買い物送迎事業等が想定されております。

本事業につきましては、24年度に練馬区、足立区で実施されてございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） この事業、24年度から3カ年、今年度までの多分事業になってると思うんですけども、実はこの24年度には、足立区と練馬区が使っているんですが、25年度はどことも使っていないということなんですが、この事業に手を挙げるところが少ない理由は何だと思われませんか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） こちらの事業でございますが、市が4分の1、商店街4分の1の事業負担をいたしますので、手を挙げる商店街等が少ないかなと思いますので。

以上でございます。

○17番（東口正美君） そうなんです。この商店、もちろん都だけじゃなく、市も助成しなきゃいけない、さらに自分たちの自己負担をして行わなければいけないというところで、この補助を受けて事業を始めても、その自分たちが出資した分が戻ってくるような事業になるかどうかというところが、なかなか難しいのではないかとということで、なかなかこの補助金が使われないのかなというふうに私も思っています。

それ以外にも、国でも補助金をつけておりますが……。そうですね、だからとても商店街が軸足となってやっていくような事業は、支援しやすいとか、そういうことなんだと思うんですね。多分、今年度も空き店舗を使ってみたいなものは経産省でも補助金がついてたりするんですけども、なかなかこの商店街を軸足にしてということが難しいのではないかとというふうに思います。

あと、国ではどのような補助金がありますでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 今年度は実施されておませんが、経済産業省が平成24年度に実施いたしました補助事業といたしまして、地域自立型買い物弱者対策支援事業がございます。本事業は、買い物に不便を感じている高齢者等の買い物弱者に対しまして、商店街振興組合や民間団体等が実施する小型店舗事業、移動販売事業、共同宅配事業等の買い物機能を提供する取り組みを支援しているものでございまして、利用者数や売り上げ額の増加を通じまして地域商業の活性化を図っております。対象事業者につきましては、商店街振興組合、商工会、NPO法人、社会福祉法人、民間事業者等でございます。補助率につきましては、国が3分の2で、商店街等が3分の1を負担いたします。補助額は100万円から1億円でございました。

以上でございます。

○17番（東口正美君） ここで、cに挙げた牛久市なんかは、経産省の事業かどうかわかりませんが、この補助事業を使って移動販売をしている。それ以外に、この経産省の補助を使って移動販売をしてるのは、東京都の多摩市で、ここはヨーカドーとかあと京王とかと連携をして、この補助事業を使って移動店舗販売をしているっていうようなことがございます。なかなかこれも思うように利益は上がらないようでして、やはりそのような補助金を使いながら、行政とも手を組みながら民間企業が請け負っていくというような事業を展開しているようです。牛久市のこの移動販売の事業は、ホームページを見ますと、いばらきコープのところに出てくるんですけど、なのであくまでも民間事業が基軸になっている買い物弱者支援なんですけど、似たような事業でちょっとびっくりしたのが日立市でして、日立市も近くのスーパーとタイアップして、この移動店舗事業を展開してるんですけど、ここに関しては市のホームページに堂々と移動店舗販売してますとして、この場所に、この時間に店舗が来ますから、ぜひお使いくださいという、市のホームページに思い切り出ておまして、本当に行政と民間が手を組んで、こういう買い物弱者支援をしてるんだなということを、改めて勉強いたしました。

それでは、近隣市で買い物弱者支援をしてるところがございましたら教えてください。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 近隣市で実施している支援事業につきましては、武蔵村山市におきまして、まいど〜宅配センター“おかねづかステーション”事業がございます。少子高齢化社会が進む中、武蔵村山市の東に位置します都宮村山団地では、65歳以上の高齢者率が45%となり、ひとり暮らしの世帯も多い状況となり、若年層の地域以外への流出などの要因で地域の活力が低下してございます。

このような状況の中で、武蔵村山市商工会では、平成19年度より市の支援を受けまして宅配事業を実施してございます。宅配事業につきましては、特に高齢者世帯の安否の確認や近隣の見守りからのお話等により、高齢者が特別な状況に陥った場合には、市、地域包括支援センターへ情報提供することで、支援、相談業務を依頼しているというところでございます。また平成21年9月より、試験的に武蔵村山団地中央商店街空き店舗を活用した宅配事業の拠点を設置してございます。こちらは環境に配慮した宅配用と送迎用の自転車各1台配置いたしまして、既存宅配事業のさらなるPRとサービスを充実させて、コミュニティづくりの福祉の一助、そして商業振興、地域活性化に寄与することを目的としております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） お隣の市で、よく新聞とかでも報道されている村山団地の事業です。

では、当市では、この買い物弱者の状況で、何か特別こういうことがありますということがあれば教えてください。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 当市では、買い物弱者の対策と申しまししょうか、過去の事例でございます。平成24年3月から平成25年12月まで、買い物困難者対象事業といたしまして、多摩地区を中心にして運営するスーパーマーケットが、コストを絞った小型店として市内団地にミニスーパーを出店いたしました。買い物をする方が、自分の目で商品を見て買い物をするニーズが非常に高くなってございます。この小型店舗は、食品に特化してございまして、スーパーに勤務する社員は1名とし、買い物弱者向けサービスのモデルケースとして実施されました。しかし、現在はこの店舗は閉店してございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） ありがとうございます。芝中団地にあったスーパーかなというふうに思っております。

さまざま、今事例を挙げさせていただいたように、各市さまざまな問題を抱え、さまざまな対策を練っております。今回、私が特別、この事業がちょっと気になるなと思って視察してきたのが、そのbに書かせていただきました港区の芝地区で行われている事業をちょっと見てまいりましたので、そのことを少しここで御説明させていただければというふうに思っております。

この港区での買い物弱者支援は、芝地区のまちづくり推進担当というところが担当しております。虎ノ門いきいきプラザという、いわゆるシルバーの方のための施設で、お風呂があったりとかカラオケができたりとか、筋力アップのためのトレーニングの機械があったりとか、また1階には管理栄養士さんがつくってくださる御飯が、有料ですけれども、提供させていただけるような食堂があったりとかする老人福祉会館というような形で、指定管理者に委託をされているところなんですけれども、この虎ノ門いきいきプラザは、今をときめく虎ノ門ヒルズの目の前に施設がございまして、ここで買い物難民支援事業なんだという感じで見させていただいたんですけれども、どのような事業をしているかといいますと、とにかくその周りにはスーパーが全然ないので、区からシルバー人材センターにこの事業を委託しているんですが、まずシルバーの人たちは注文票を持って65歳のお宅を見守りながら注文を受ける。注文を受けたものと、あと当日販売するものとを、水曜日、お昼の時間に合わせて、このいきいきプラザの一角に、トレニア2本を並べて商品が陳列されておりまして、最初から宅配してしまうのではなくて、そのプラザに注文した人も来て、お金を払って、運べない人には1回50円でおうちまで宅配してくれる。それ以外にも、手でとってみて買いたいんだという声ややっぱりございまして、そこに並んでいるものを買っていただく。なぜ水曜日かっていいますと、この水曜日は会食サービスがありまして、お昼を食べに来られた方が買い物もして、そこで帰れるという事業をシルバーの方がされていて、その品物をそこに持ってこられるのは、シルバー人材センターの車両を使って、その売り子さんたちもシルバーの方たちが区の委託でやってくださっているという事業です。

この都会のど真ん中で何でこんなことが必要なんだろうというふうに伺いましたら、港区の芝地区は夜間人口が3万人なんですけれども、昼間の人口は13倍の39万人ということで、昼間はシルバーカーを押して歩くことさえできない。数百メートルのところには大きなコンビニもたくさんあるんですけれども、昼間そこにいるとけがしてしまう。実際そこにおいて骨折してしまったりというような形で、じゃすいてる時間に行くと、昼間の人たちが買ってしまっていて物が十分でない。ましてコンビニですので、いわゆる生活日用雑貨というものは決して安くはないという中で、独居をしているシルバーの人たちは、そういう日常のものを買う場所がない。この事業、3年目に入る事業なんですけれども、実はそれでもそこに品物を卸してくれていた、たった唯一あった小さなスーパーも、実はこの春、閉店をすることになり、そのまちづくり担当者は、その地区にある個人商店を駆けずり回って、この事業に賛同してくれる、物を卸してくれる小売店をやっと見つけて、何とかそこで仕入れられるものだけを辛うじて並べて物を売っているというような状況です。

なぜ港区がこういう事業を行うかということは、もちろん調査をいたしまして、買い物の困難なことが浮き彫りになるアンケート結果を見て、そのアンケートの中で、訪問して質問してもいいですよというような方たちを募って、二次調査として、そういう訪問をして、さらに何に困っているのかということ詳しく調査をした上で、このような本当に細々と買い物ごっここの程度なんですけどって、担当者の方も、全然皆さんのお声に応えられないんですけど、でもやらないよりはいいのでということでやっているようです。

その港区の資料によりまして、買い物に関する困り事を抱えている人は、生活全般について困り事を抱えやすい傾向にあることがわかり、買い物支援を入り口として総合的な生活支援を展開することが大切だというふ

うにも書いてありまして、本当にそこに来られる方たちは、そこに来て、御飯を食べて、買い物をして、お話をして帰るといふ、こういう事業が行われておりました。なので今回、商店街等の活性化として買い物弱者支援を行っているところは多いのですが、果たしてこの高齢者に対する買い物支援と産業振興が結びつく可能性を、本市としてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○市民部長（関田守男君） 今の港区の事例を私どもも確認させていただきましたけども、この事業の継続というように考えたときに、特に民間事業におきましては、一定の収益、これがあがなないと事業継続というのは非常に難しいというのが現状でございます。そうした買い物支援対策の取り組みとして、体制づくりといえますか、主に3点ほど言われておりますけども、1つは新たな取り組みを強く推進する有志の組織が必要であると。それから2点目としましては、地域住民の参加を得ながら実施するというところでございます。3つ目といたしましては、企業や行政、他の関係組織と連携すること。これが重要な要素であるというふうに言われております。また事業を継続するためには、この事業者や商店会、地域コミュニティー、行政などがそれぞれの役割を分担いたしまして、そして例えば補助金等の活用もございませうし、そういった連携しながら事業収入で、また賄えない部分を補填するというようなことも必要であるというふうに、考えられているというふうに認識してございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） そうしますと、今の時点で、アイデアでいいんですけれども、うちの市でこのようなサービスとこのようなサービスを結びつけたら、こんなことができるんじゃないかという、アイデアでいいんですけれども、何かございませうでしょうか。

○市民部長（関田守男君） この産業振興という視点での回答になるかと思っておりますけども、経産省のほうで23年の3月に、買い物弱者を支えていくためのマニュアルというのをつくって、これは過去の議会の答弁でも御紹介させていただいてると思っておりますけども、そうしたことを例えば商店、商工会等を通じて配布しておりますけども、実際にこの地域の状況を見ましても、先ほど課長のほうからも報告ありましたけども、なかなか継続はできてないというふうなところで、地域の取り組みを見ましても、なかなか継続的にうまくいっているというのは難しい状況であるというふうに認識してございます。そうした中で、何ができるのかというところについては、やはり高齢化の進展によりまして福祉との連携といえますか、そちらとも連携を図りながらどんなことができるのかということも検討する必要があるのかなと、そういうふうにしてございませう。

○17番（東口正美君） 私も市民の方から、なかなか買い物に行くのも大変になってきたので、近くに物を売りに来てくれたら手にとって見るができるのについていう、最初はそういう市民相談でした。なので、それって行政がやることじゃないんじゃないかなという思いがありまして、近くの商店街の八百屋さん何件かに、こんなことをおっしゃってるんだけど、物を持ってきて売ってもらうことはできるのかしらというふうに聞きましたら、やはり自分の店舗を抱えながらどこかに売りに行くのは当然無理なので、届けてあげることならできるとおっしゃるんですね。また、じゃ誰かがその場で売り子をするから、そこに品物を出してもらえないかっていう話をすると、それも非常に、それは八百屋さん限定で回っていたものですから、野菜の取り扱いというのはなかなか難しく、全部買ってくれるなら出すことはできるけれども、戻ってくるよとやっぱり商売にならないんだよねという話をさまざま聞くにつけ、簡単じゃないなというふうに非常に思ったわけです。

今はコンビニもスーパーも宅配をしてくださっております。さっきの八百屋さんも、届けてくれるとは言っ

てるんです。だけど市民の人たちは、先ほど介護予防の観点からというふうな御答弁もいただきましたけれども、買い物をするときいろんなことを考えたりとか、例えばきょうはこれがおいしそうだから、こんなメニューにしようかしらって考えたりとか、こっちよりこっちのほうが安いから、こうしようかしらって考えながら、いや洗剤はあったかしらって、さまざまなことを考えながら、フル動員して、お財布に入ってるお金はどうかしらって思いながら買い物をすることが買い物であって、生きていくために必要なものを手に入れるというだけが買い物ではないんだなということを改めて感じますと、例えば宅配してくれたりとか、ネットスーパーがあったりとか、そんなものがあったとしても、またいろいろ宅配のやつは昔からやっているとところとかもありますけど、結構細かい書類を記載しなきゃいけなかったりして、間違っちゃって違うものが届いちやうなだけで、それどうしましょうとか、本当に決して高齢者の方たちが便利だなんて感じる、これがあってよかったなんて感じるサービスの提供というのは、本当に難しいんだなということを思うと、やはりそれで商売が成り立つというような観点では、本当に買い物に困難を感じてる人たちの支援にはならないんだなというのを、改めて今回感じております。

そこで、最後の4番目の質問になるわけですが、改めて、それではじゃ、先ほども御答弁いただきましたけれども、さわやかサービスとか家事代行とかもありますけど、やはり何か歩行が困難になっちゃったりとか、さまざま問題が起きたときに、今一番早くサービスを受けられるのは、やはり介護保険なんですけど、やはりできるだけ自立した状況の中で生活をしていくという介護予防の観点から、この買い物に対して知恵を出していくということは、現状、我が市でどのように考えておりますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 介護予防の観点からということで、先ほど来、議員のほうからもお話いただいておりますし、市長のほうの答弁でも、介護予防の観点からということで、やはり閉じこもりの予防とか歩行機能の維持とか、安定した食生活を確保するといったようなことで、非常に介護予防の効果があるというふうを考えております。やはりどうしても買い物に行けないとなると、缶詰とかレトルト食品だけ食べてたりするような高齢者もいらっしゃるというふうに伺っておりますし、栄養の偏りが出たりするというようなことで、栄養改善という意味からも非常に、やはり自分で買い物に行ったり、自分の目で選んだり、まあ自分でつukれない方については、そういった手づくりのお総菜等を買えたりといったようなことで、そういった介護予防の効果があるというふうには考えております。

ただ閉じこもりの高齢者の方の場合は、もう健康的な食生活の維持ができないということで、そういった能力自体が低下しているということもありますので、そういった方の孤立を防ぐために、やはり地域の方全体で考えていくことも必要ではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○副議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時44分 休憩

午後 3時54分 開議

○副議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（東口正美君） 介護予防にはなるんでしょうけど、介護の状態が必要じゃないと、なかなかだこが担当なのかというのも難しいのかなっていうふうには思っております。そうしますと、今も届けてくれるんだからいいじゃないかっていうふうにおっしゃられるんですけど、先ほども説明して、繰り返しになりますけど、

望んでるのはそういうことではなくて、買い物という行為の中にはさまざまな要因がありまして、そこでの人とのコミュニケーションもありますし、さまざまなことを考えながら買い物をしているわけで、特に高齢者ですよね、65歳よりも上、75歳以上の方々というのは、ずっとそうやって、夕方になったらお買い物をして材料を買ってきて御飯をつくってっていう生活をしてきている人たちに、届けますから大丈夫ですとか、電話一本で届けますからということが、決して便利ではなくて、そこを困っているのであって、でもそこを市民が望んでるような形で提供することができたら、介護予防につながるというふうに考えるんですね。

もう一つは、そのコミュニティーということです。今は確かにスーパーはレジになってしまっているの、言葉は交わさないかもしれませんが、でも買い物に出れば近所の人に会ったりするわけですよね。そこで立ち話をするということが、一つのコミュニケーションであるわけです。なのでこのコミュニティーという点で、買い物支援を支えられるような制度は、今、市の中で、これを使えばこんなことができるんじゃないかなという知恵がある方がいらっしゃいましたらお答えください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほどもアイデアというようにお話もいただいたところで、やはり今、東口議員がおっしゃったように、私も今回、質問いただきましていろんな本を読んだり、論文、読んだりしたところでございますけども、今おっしゃるように、やはり商店というのは、今までは物と顔売ってたと。お客のほうも、その物とコミュニケーションを買っていたと、両方買っていたと。今それは物しか買えないというふうになってきたというところでございます。先ほど来、東口議員がおっしゃるように、外出の機会を創出したり、人との会話等で、またコミュニケーションが生まれてくるのかなというところでございますけども、やはりいろいろな策をいろんな自治体で打っているようですけど、なかなかうまくいかない、継続していかないというところには、やはり何か無理があるというところでございます。やはり市長のほうからも、子供の観点からで何かいい案ないのかというところで、やはり若い世代を使うというところに視点を向ければ、何かいいことを見出せるのかなというふうには思っているところでございます。

これといった策はないところでございます。

以上です。

○17番（東口正美君） 済みません。そうですね。私の中には描く絵があるんですけども、もう少し、じゃ具体的に。例えばこの高齢化率の高い清原地区の中で、本当に困ってらっしゃいます。ちょっと前まで、「バスに乗れば買い物できますから、バス停にベンチつけてください」って私言っていましたので、それもそういう意見もいただいてました。でも、その方々が3年たったときに、「いや、たまにはね、来てくれたら買うのに」って、「来てくれたらみんなそこに出ておしゃべりもできるのに」っていうふうにおっしゃるわけですね。でも、そうしますとあそこは都営団地なわけですから、当然そこで商売を展開することは難しいわけですよね。例えばサロンということをやっていますよね。民生委員の方がサロンをしていたりとか、またサロン活動には社協で補助金が出てたりとかする。そんなような仕組みを使って、例えばできるだけ市民の人が望んでるようなサービスが、提供できないかというふうに考えるんですけども、そのような観点で何かアイデアがありましたら教えてください。

○副市長（小島昇公君） いろいろお話いただきました。私も市内の一番北、東の外れのほうに住んでおります。そして自分が育った、昔は酒屋さんも注文に来て配達をしてくれた、八百屋さんもしかり、それからよろず屋さんという雑貨も、御用聞きに来て注文をとって配達をしてくれた。薬屋さんも、富山の薬屋さんが来た。化粧品屋さんも所沢から来ていたということで、商店が少ない中ですけども、そういうあれが成り立っていた

んですね。今も実際には八百屋さんですとか、そうですね、酒屋さんですとか、そうですね、物の配達と一緒に日用雑貨を注文をとって売ってくださる商店の方、来ていただいているんですね。ただ、その人たちが、昔なんで成り立ってたかっていうと、来てくれた人からは必ず買った。高いとか安いとかじゃなくて、おしゃべりする中で、「これもどうですか」って、「ああ、そうだね、じゃ1つもらおう」という、そういう信頼関係、これが恐らくコミュニティだと思うんですけどもね、そこが成り立っていた。今やはり私どもの地域にも八百さんが、私のところへ寄ってくれる人は、武蔵村山から車で来るんですね。車をとめると、近所の人と一緒に出てくるんです。おしゃべりをしながら、コミュニケーションを図りながら商品も買えると。そういう出て行って買えない人にとっては、来てくれて販売してもらおうと。出て行ってほかにいきたいという人には、もう少しちょこバスの便をよくするとか、幾つかのそういうツールを用意してあげることによって、高齢化率の高い湖畔ですとか清原地域なんかについては、解決策が見出していけるんじゃないかなと。そこには、やっぱり商店の方が、数が減ってるというのは、なかなか売るだけで利益を上げていくのが難しい時代になってきている。そのところで、先ほど来、国や都の補助金の関係ございましたので、市が何ができるかというところをうまくセッティングができる、間に入ることができたら、一番市としてはいいんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 市はたくさんの力を持っているのに、それが個々になっているがために、連携したら今までできなかったこともできるというふうに思っています。そこを何とか、その商店街とか商工会とか社会福祉協議会とか、さまざまなことを、この目的を解決するためにどうアレンジしていくのかというのが、一番求められていることなのではないかというふうに思っています。

私が描く絵は、やはり一番近いのは移動販売車が来るということが、できるだけ皆様のニーズのあるものをそろえて移動販売車が来てくれるとか、もしくは市場みたいな、少しイベント的な、毎日それがなくちゃ困るというのではなくて、特別その日だけは少し物がきちんと来て、少しの時間、一定の時間、そこに買い物ができる状況があれば、三々五々といろんな人たちが出てくる、おしゃべりができる。先ほども言いましたけれども、答弁にもありましたけれども、ひとりで暮らしてる高齢者が多いというのも事実です。先ほど福祉部長からもありましたけれども、そうなるとうちが偏ってくる。間違いなく介護が必要な状況になっていくところに歯どめをかけるために何ができるのかということ、いま一度真剣に考えるべきときが今なのではないかというふうに思っております。

先ほど出ませんでしたけれども、今年度、国でついでに買い物弱者関連事業というのがございます。先ほどは経産省でしたけれども、これは厚労省が出してる補助金です。安心生活基盤構築事業というのがございます。この事業は、日常生活を円滑に営むための見守り、暮らしの基本となる買い物支援等の生活サービスを行い、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築していくことを目的とした事業です。セーフティネット支援対策等事業費補助金というものがございます。この補助金を当市が活用して何かをしたら、どこが担当部署になりますでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） 今担当の部長がいろいろと、担当が誰になるかということで考えてるらしいんですけども、今出た御質問、厚労省から出たセーフティネット補助金ということですので、その補助金はどこが所管するかっていうことで今悩んでますけども、その中身によって所管の場所が違うというよりは、多分それぞれの、産業も関係あるし、福祉も関係あるんだろうし、あるいは市民生活だとかって、それぞれが所管、関係

があるということですね、それをじゃどのようにうまく、一つの事業に対してそれぞれの組織がうまくいくかというの、非常に役所というか、私がここにいてそんなことを言うのはおかしいんですけど、なかなか難しいところがあるんですね。

話はそろそろ決まったかな。そういう難しさはあるかなというふうには思っています。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今議員のほうからお話をいただきました国の補助金ですね、厚生労働省が所管ということでございますので、そういったことであればうちの福祉部のほうで、そういったことも含め情報収集して、そういったものが使えるのかどうかも含めて、いろいろと考えてまいりたいというふうには思っております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 今、国を挙げて地域包括ケアシステムを何とか構築していこうというところに来ておりまして、この地域包括ケアシステムが目指すところは、住みなれた地域で住み続けられるっていうこと、高齢化していく中で不安なく、生活のさまざまな場面で、そういう生活がし続けられるということを考えますと、まだこの介護になる前の人たちが住み続けられるためには、きちんと買い物ができるということは物すごく大事なことだというふうに思っておりますので、ぜひ市長を先頭に、福祉部が担当になるかもしれませんけれども、決して他の地域の問題だというふうには思いませんので、どうかこのところを何とかよろしくお願いいたします。もう一度だけ市長に、御決意を伺えればと思います。

○市長（尾崎保夫君） 難しいところもあるかなというふうな思いはありますけどもね、まあ今回厚労省ということで、福祉部ということで今お話がありましたけど、その前は経産省、経済産業省ということでございまして、それぞれやはり国のほうも所管、経産省、経済産業省は商売ということで、民間主体ということで、これはだから商店街等を含めて商工会だとか、そういう事業者を中心にして考えた補助金があったと。これは経産省、経済産業省、これはもう終わったということですけど、今度は厚労省ということなんで、多分福祉を基本にという考え方になるのかなというふうに思っています。この2つの補助金、それぞれ補助金がありますけども、やはりその補助金の出し方も含めて、福祉という観点から出すのと、それから事業、企業、そういうところを主体とするところに出すという、その補助金の出す目的も大きく違うんだろうというふうに思っています。どっちにしても両方の補助金がどのようになってるかって、細かいところはわかりませんが、ずっと続く補助金ではないというふうに思うんですね。その間に、ひとり立ちできるかどうかという、そういうシステムを組まないと、多分モデル事業で終わったらあとはだめ、市がその後、補填しないと続かないということでは、残念ながらそのそれぞれの対象の方々にとっては、余りいい話ではないのかなというふうに思っています。そういった意味で、これら今、たまたま両方の補助金の関係が出てきましたけども、それらを両方くっつけ合わせていくという考え方というの、あってもいいのかなというふうには思っているんですね。

それで、では市が何をやるかって、具体的にこうだというのはまだ、ここで言うほどのことは持ってないんですけども、ただ少なくとも市内の中に、私が知ってるだけでも2つの団体というか——ところが、あるいは地区と言ってもいいし、地域と言ってもいいかもしれませんけども、自分たちの地域の中でそういうふうなものがあるものに対して、何らかの形で行動を起こして、自分たちで何とかしようというふうに考えてやろうとしているところもあるということは間違いありません。両方の代表という言い方はおかしいですけど、それぞれの方といろいろとお話をさせていただいてますけども、市として参考にさせていただきたいという言い方はおかしいですけど、地域でなくて市全体でそれをやるためにはどうなんだろうということで、やってるこ

と、あるいはこれからやろうとしてること、今いろいろと教えていただきたいということで、よくお話を聞きに行ってますけども、考え方としては、その方々の考え方というのは、市あるいは簡単に言えば補助金だとか、そういうことではなくて、自分たちでできるところのものをまず考えよう。その上に立って、不足というか、足りないところは相談に乗ってこないかという考え方でスタートしてるんですね。だから、現時点では市のほうには一切、こんなものをお願いしますということは、まだ何も言ってこないんです。少なくともそういう形で今スタートしようという、そういう団体というか、グループというかがあるということは、私にとっては可能性というかね、あるのかなというふうに思っています。

それで、買い物弱者って一言で言いますが、買い物に行けない、要するに頭だとか、ある程度は動くんですけど、外に出て買い物に行けるほどの体力はないというそういう方と、多少は外に出て、要するに移動の店舗が来れば行けると、そういう方と2通りあるかなというふうに思うんですね。外に出て行けるという方については、先ほど言ったようにいろんな支援策があるんですけど、行けないという方に対して、ボランティア的な意味合いじゃなくて、補助金がなければできないというんじゃないかと、それが自立した事業としていろんな関係の中で成り立っていける方法があるんじゃないかという、一生懸命いろんなことを今探していますけども、考えてはいますけども、可能性はあるのかなというふうに。その場合は、私どものほうの部でいうと福祉も関係しますし、市民部も関係してきますね、あと社会教育も関係してくると、いろんな部に関係をしていくというふうには思っている。それをうまくコーディネートできるかどうかというのは、まだ私自身もはっきりとした、こういう形でというものはないんですけども、ただ少なくとも方向性というか、その道筋はいいのかなと思ってるんですね。

というのは、今、各商店街の方々といろんなところでお店へ行ったりして、いろんなお話を聞かせていただいています。まあぶっちゃけた話を、世間話から始まっていろんな話を聞かしていただいていますけど、そういう中で感じるというのは、大手のスーパーだとかそういうところがどんどん出てきて、経営的に厳しくなるということ、それは確かにそのとおりだというふうに思っています。先ほど小島副市長が言ってたように、答弁の中にあっと思ったんですけども、お店というのは品物と、そしてもう一つはコミュニケーションを売るんだというふうに思うんですね。それで、この2つをきちっと売れるのは、今のお店、要するに個店、それぞれのお店だと思うんですね。今のスーパーとか大手のところでは、コミュニケーションは販売というか、要するにお客様の満足度という意味でのコミュニケーションは、ほとんどゼロに近いというふうに思うんですね。ただ品物の多さだとか、それから安さだとかというのは、個店よりはるかに有利なんだろうというふうに思うんですね。それぞれの商店街の個店は、品物の豊富さとかいうものには当然かありませんけど、ただそこで行われるであろうコミュニケーションだとか人とのつながりと、そういうのは絶対に価値なんです、大きな価値だと思うんです。これからは、そういう価値はもっともって出てきてもおかしくないというふうに思っています。それをうまく商店街と今言った私どもの福祉の関係だとかね、そういうふうなそれぞれの団体だとか、そういうふうなものとかくっつけ合わせることによってすばらしい、要するに大手の出前には決して負けないような、すばらしいシステムが作れるんじゃないかなというふうに思っていて、今一生懸命あっちゃこっちゃいろんなことを聞きながら、一生懸命やっついていこうということをやっています。

まだそのアイデアというか、形にできるというところまで行ってませんが、その可能性は大いにあるのかなというふうに思っていますし、またそういうふうなものを目指そうという方もいますし、現実にはですね。それとお店も、それぞれのお店に行っているいろんな話を聞かしていただいていますけど、そういう中ではやってもい

いかなという感じの発言をなさる方もおいでになります。ですから、どれだけそれだけのそういうふうなお店の方が出せるのかということと、それから福祉的な面からどれだけ賛同できる人間が出てくるのかとか、そういうふうなところももう少しいろいろと聞いて回ったりとか調べる、少し時間はまだまだかかる可能性はあると思いますけど、可能性はあるかなというふうには思っています。そんな形で、ぜひ東口議員のほうも、いろんなところでいろんな情報を仕入れて、いろんなことを教えていただければなというふうに思います。

以上です。

○17番（東口正美君） 本日にひとりで暮らしてらっしゃる高齢者の方々、本当に歯を食いしばるように、頑張らっしゃる人生の先輩たちが、本当に生き生きと楽しい毎日が暮らせるように、何とか私も頑張りたいと思っておりますし、市のほうでも考えていただければというふうに思っております。

続きまして、2番目の雨水の利用について質問をさせていただきます。

この法律は、「雨水利用推進法」と言います。「うすい」ではなく「あまみず」と読むのには、ちょっと理由は、きのうも「あまみず」と読むのか「うすい」と読むのか、国土交通省に電話をしまして、「あまみず」で間違いありませんという確認をとらせてもらいましたが、「なぜそうなのですか」と聞いていたら、その電話口の職員の方は、「よくわかりません」ということでした。

私がちょっと読んだところによりますと、この法律をつくるときにかかわりました日本建築学会のほうによりますと、まず「うすい」という音であると、これ中国語だと日本語で言うところの汚水、汚い水という意味になるということなので、この「うすい」という音を避けたいということが1つと、あともう一つ、「あめみず」とって日本語では読まないですね。「あまみず」という言い方をしますよね。できれば、この辺の音読を議事録に何とか生かしていただきたいと思うんですけども、「あめみず」じゃなくて「あまみず」というのは、天の水、天からの恵みの水、「天水」であるので「あまみず」と読むというふうにされておまして、なのでこの法律の名前は「雨水利用推進法」ということになっています。

それで、質問に入っていきたいと思えますけれども、今、市でこの雨水利用がされているのは、体育館と郷土博物館と市民会館というふうに伺いましたけれども、それぞれどのような利用方法で、ただ経済効果だけじゃなくて、どんな効果があるのか教えていただければと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） ただいまお話のありました雨水の利用につきましてでございますけども、まず市民体育館でございます。市民体育館の地下の第2・第3体育室というのがございますが、その下に3,000立方メートルの貯留施設を設置しております。その使い道というのは、主にトイレの水洗水でございます。それから、郷土博物館でございますけども、こちらについては121立方メートルの貯留施設がございまして、こちらにつきましてはトイレの水洗水のほか、屋外散水栓などにも利用してございます。両施設とも全てのトイレの水洗水を賄ってのわけではございませんけども、大規模な公共施設という中では、節水等の環境面で効果があるというふうに、私どもは捉えているところでございます。

以上です。

○市民生活課長（田村美砂君） 市民会館でも、同じく雨水の利用をしているところでございますけれども、市民会館では館内にトイレが19カ所ございますが、そちらのトイレの洗浄に利用しております。雨水を利用することによりまして、上水道使用でのトイレ洗浄等、行わなくてもよいために、水道使用料の節約となっております。

なお、降雨がなく、地下に水槽があるんですけども、水槽が空になる場合は、上水に自動補給されるとい

うことになっております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） この3つの建物というのが、当市で近い、建てた年数が短いので、この3つになっているということなのかなというふうに思いますけれども、この後、給食センターとか総合福祉センターには、この雨水利用は行われる予定でしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 新学校給食センター基本設計を、昨年度、行いました。その中でも、雨水の利用につきましても考えております。結論的には見送りをさせていただきまして、ほかに太陽光の発電というものを採用していくというような考えでございます。その理由と申しましては、主に使う場面はトイレの洗浄水というふうなものが考えられます。言ってみれば、やはり地下にピットが必要になる、またはそのくみ上げるポンプですとか専用の配管、そういうものがなくなってまいりますので、その分の建設の工事費が膨らむ、かさむということも考慮いたしますし、また維持管理が定期的な清掃等、必要となってまいりますので、その面を考慮して新しいセンターでは雨水の利用では見送るという形にさせていただきました。

以上でございます。

○福祉部長（吉沢寿子君） （仮称）総合福祉センターにおきましては、民設で建てるということになっておりまして、基本計画の中では雨水の再利用の設備ということで、トイレ等の雑用水に利用できるような、そういった環境に配慮した施設として考慮すべきというようなことでの、一応計画上ではなっております。ただ、実際にはやはり今、学校教育部長のほうからもお話がありましたけれども、非常に設備、費用がかかるということでございますので、そういった面で社会福祉法人のほうの出費が非常に多大になり、負担になるということが想定されるということでございますので、今後そういったことが果たして現実的にできるのかも含めて、協議をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） もう一つ、確認なんですけど、既に使っているこの公共施設、先ほどは水道代が少し助かっているという話だったんですけども、それ以上に実はメンテナンスのほうが大変だということはないでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 社会教育部の市民体育館と郷土博物館についてですけども、市民体育館では維持管理費用として年間48万3,000円がかかっております。博物館のほうは年間54万円ということで、維持管理費用がかかっているという状況でございます。それはかかっておりますけども、やはりそれを上回る環境に配慮した効果があるというふうに判断しておりますので、そこの費用につきましては必要経費ということでは考えているところでございます。

以上です。

○市民生活課長（田村美砂君） 市民会館での年間のメンテナンス費用でございますが、雨水ろ過ユニットの点検が年4回ございまして、もう一つ、雨水のろ過ユニットの水質検査が年6回、合計の費用といたしまして35万5,000円ほどの費用がかかっていると聞いております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 水道料との差というのは、なかなかどうなのかなというところは、ちょっと難しいかなと思っているのであれですけど、メンテナンスにも一応お金がかかっているということで確認をさせていただきました。

次に、個人ではこの雨水貯留槽というのを、主に雨水利用では使っていることと思うんですけども、これは市でも補助金がついてると思うんですけども、この辺、詳しく教えてください。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 個人に対する補助金の関係でございますが、市では平成24年度から雨水貯留槽設置補助金交付要綱というものを制定いたしまして、市民への補助を行っております。25年度、26年度も引き続き雨水の有効利用の促進と水環境の保全及び雨水の流出抑制を目的に行っております。この3年間で、実際に市のほうから補助をした実績というんですか、そちらにつきましては、3年間、きのうまでの累計ですが26件、補助をさしていただいております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） もう少し詳しく補助金の額ですとか、個人負担が幾らで市が幾ら負担するのかも教えてください。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 補助金の対象でございますが、雨水貯留槽本体の購入価格及びそれを設置します費用並びに消費税に対して3分の2の補助率を掛けます。そこで、その金額の3万5,000円を上限額として年度内1回、1基といいますか、そちらのほうの補助対象をしております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） もう一つ、雨水利用じゃないですけども、雨水集水ますというものもあると思うんですけども、こちらの事業も教えてください。

○下水道課長（佐伯芳幸君） こちらも平成24年度に補助要綱を制定しました雨水浸透施設、これはますに対します設置補助金交付要綱でございます。こちらの目的は、地下水の涵養を促し、水環境の保全及び雨水の流出を抑制するという事で設けられております。補助金につきましては、工事に要した費用、消費税を含みますが、この金額に対して4分の3以内の補助率で、金額の上限は7万円を限度に実施しております。なお、24年度から昨日までの累計は3件でございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 3件と26件というのは、市で予測している数に比べるとどうでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 24年度から26年度まで、当初予算計上して見込んだ件数に比べますと、実績は下回っております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 普及しない理由を教えてくださいのと、あと私が議員になってから3年間、そんなに大きく浸水してしまったということはないように思ってるんですけど、地域住民の方は過去の記憶で浸水をおそれてらっしゃる方たちって結構いらっしゃるんですが、個人がこの貯留槽とか浸透施設をつけることで、効果というのはどのように見込まれますでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） こちらは一応、市では毎年、市報への掲載、ホームページへの掲載をしております。それと地域的に雨による被害とか、そういう過去にもございまして、私どもでその26件の市内の地域別の補助金を申請をしていただいた方の地域で申しますと、南街地区にお住まいの方が8カ所、湖畔地区にお住まいの方が6カ所、向原地区にお住まいの方が4カ所、新堀・奈良橋・芋窪地区で2カ所ずつ、上北台・立野地区で1カ所ずつの貯留槽の申請がございました。

以上でございます。

○17番（東口正美君） やはりこのもう少し効果、これをする事によって、いわゆるゲリラ豪雨のような豪

雨のときに、多少なりとも緩和されるということがもう少しいろんな意味で浸透してくるといいのか、それともやはり工事が必要なこととか、またその貯留槽を置くスペースがないとか、そういうことがなかなか思っているよりも普及しない理由なのか、その辺の分析はいかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 助成事業を立ち上げてから、なかなか利用がない状況で、以前にも他の議員からも御質問いただいておりますけれども、やはり各家庭につけられる貯留のタンクも、そんなに大きくはできません。また浸透ますにつきましても、雨どいの水を引いてくるわけですけれども、短時間に集中的に降る非常に強度の強い雨に対しては、それもあふれるような状況というのが見られます。そのような対策につきましては、既に東京都では貯留施設、大きな貯留施設を道路の下につくるだとか、下水道をバイパス的につなぐだとか、かなり大規模なことをやって備えようという動きに既になっております。ただ、市においてこういったことをやっているというのは、浸透ますをつくったり排水管の清掃をしたり、または道路のますを単なる集水ますでどんどん管につないでいくという、短い時間で流していくということよりも、時間差を設けるように浸透ますに変えていくというようなことをやっておりますので、そういったことを、点をふやして行って、面対策していくことにより効果が出ているというふうに考えます。ただ、それが短時間で集中的に降る雨にすぐに効果が出ると思いませんけれども、少しずつ啓発しながら市民の皆さんで対策をとっていただくということが大事ではないかなということで、取り組んでいる事業でございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 今までの取り組み、よく理解させていただきました。今後、法律ができて、地方自治体には努力義務がありますけれども、先ほどこれから建っていく大きな建物では、なかなか経費もかかって難しいということでしたので、もう一つ、自治体がしなければいけない役割としては、各家庭に出す補助を、助成制度ができれば、そこを国が支援してくれるということが盛り込まれてますので、皆様が使い勝手がよくて使ってみたいという助成制度をつくっていくということが、大事なというふうに思っているんですけど、私もちょっと勉強しただけでなかなかあれですけれども、なかなか雨水の利用というのはまだまだシステムとして、家を建てるときにも、こういうものがこれぐらいの金額でできますよ、効果はこうですよということが、はっきりしたものがまだなかなかないのかな、雨水を利用してこうという志のある人たちは取り組みをしていて、ただ単に水道代が安くなるってことではなくって、地球環境の中で雨水を生活の中に利用していくことが大切だって思ってる方は取り組まれているんですけど、なかなかそうでない人たちは、そこまでの考えが及ばない、また知らないということがあるのかなという中で、どういうものだったら市民の人たちがやってみようかなって思える雨水利用ができるのかとか、そこには水道代の節約とかっていうことも当然つきながら、1件だけ、1人だけ、小さな単位ではできないけれども、それが市内の何割とかになっていったときに、大きな力が発揮できるんだとかというようなことの知識を普及啓発していきながら、いい助成制度ができたらいいなというふうに思っているんですけど、今後まだ法律も施行されたばかりですので、これからだと思っておりますけれども、そのようなことを考えていただくことはできますでしょうか、市民のアイデアを募るということも含めて。

○環境部長（田口茂夫君） この法律ができた、つくった理由というふうなところにもなっておりますが、近年の気候の変動等に伴いまして、水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するために、こういった法律をつくるというふうな理

由づけもされております。そのようなことから、近年の夏場の大変暑い時期ですとか、そういったところで打ち水をするとかということも区部のほうでも実施されております。そういったところにも、こういった雨水の利用が大変有効かと思えます。またお庭のある家庭におかれましては、そういった水やりの水にも使えると思えますので、災害等にもまた役立つということもありますことから、こういった法律ができたことでもありますので、市民の皆様にもそういったことの有効性を含めまして、周知を図っていきたいというふうには考えてるところでございます。

以上です。

○17番（東口正美君） 何とぞよろしく申し上げます。

先進的に取り組んでいる墨田区の事例も見てはきたんですけども、両国国技館のところで、大きな建物の下につくられていたりですとか、スカイツリーとかっていうことも含めて先進的に取り組んでおられますが、墨田区で聞きたいのは2つ、1つは路地尊というんでしょうか、つじつじに雨水をためて井戸水のように地域の人が使えるというようなことが、すごく推進されているということで、当市でこういう取り組みができるのか、またその有効性をどのように考えるのかというのが1点と、墨田区でも個人の家庭への何かいい補助制度があるのかどうか。この2点、お聞かせください。

○環境部長（田口茂夫君） 確かに墨田区の利用推進指針ですか——を策定されてる中で、路地尊というものを積極的に進めているようなお話もでございます。墨田区におきましては、もともと水災害が結構あったということから、積極的に雨水の利用を進めているということも含めまして、先ほど若干触れましたけども、打ち水ですとかそういったことに活用されて、この路地尊、また防災用水にも活用するというので、この路地尊を活用しているというふう聞いております。

また個人への助成ということでございますが、助成制度におきまして5立米以上の雨水タンクに対しましては、助成限度額が100万円というような補助ですとか、規模によって1立米につきは30万円限度額、1立米未満については4万円の小規模のタンク等の補助なども実質的に行っているようでございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 路地尊というのは、墨田区特有のもので、例えば当市が取り入れるというようなことというのは、今後あり得るでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） なかなか、地下にやはりタンクをつけるというような形になりますので、そういった地域地域に公共施設的な、公共用地ですね、そういったところとともに、その管理運営も含めまして実施することになりますので、そういったところができるかというのは、検討もしておりませんので、実施できるかどうかというとなかなか即答はできかねますけども、今後の研究材料にはさしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（東口正美君） さまざまありがとうございます。まだ法律ができたてで、見えない中での質問をさせていただきましたけれども、少し今回ちょっと勉強したことで、「うすい」と言わないで「あまみず」っていうように、なかなかデリケートに、どう自分、集めて、どう有効活用していくのかという、非常にデリケートな、お金を投入したらできるとか、そういうことじゃなくて、もっと自分の屋根の上に降った雨を、きょうそういう意味では雨がたくさん降ってるんですけど、丁寧に集めて生活の中で生かしていくっていうことが、地球が温暖化してしまうほど乱雑に生きてきた私たち人間が、少し地球をいたわるためにやれることなのか

なというふうに思っておりますので、当市には野火止用水や空堀川や多摩湖や二ツ池と、この水の環境もとてもすてきなものがあって、そこに愛情を込めてかわわってくださってる市民の人たちもおりますので、さまざまアイデアもお持ちでしょうし、こんなことができるんじゃないかっていうことを、自治体が助成制度をつくれれば国が支援してくれるということが法律に盛り込まれましたので、ぜひこのところを積極的に取り組んでいただければなというふうに思います。まさしく人と自然が調和した生活文化都市東大和市の取り組みとしては、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思っておりますが、市長の御所見、伺えればと思います。

○市長（尾崎保夫君） 済みません、今まだ取りまとめ中で、どっちにしても私も雨水を利用するというので、路地尊って言わなくて、私のところに置いてあるのは「天水尊」って書いてありましたが、それを使って雨水、植木に水をやったりとか、あと水打ちということで使ってはいますけど、まあしっかり管理しないと腐っちゃってボウフラが湧いてくるということなんで、だから使うということが絶対の必要なんですけども、ただ使うと、うちに置いてあるのはドラム缶1本分ぐらいの200リッターということなんで、使うとすぐなくなってしまふということで、次また天の恵みを待つということで、そういった意味では意識が高くないとなかなか使いこなせないのかなって。

私自身は、もう3年ほど前から、こういう職についたということで、管理しないでもう片づけたというかしまってあるという感じで、水が入っちゃうと腐っちゃうんでということで、水が入らないようにと。そういう状態なんで、非常にそういった意味では本当に意識というかね、使う人の意識、これは水を使うという意味で、ためるという意味で使うということなんですけど、それからもう一つ水循環ということを考えて、浸透ますという考え方でですね、地下にもう一回、水を戻すというふうな、そういうふうな考え方ということで、やはり両方ともそれなりの意識を持ってないということですね。金銭的なインセンティブというのは、なかなかないものですから、自分でやってみて非常に難しいのかなというふうには思うんですね。太陽光発電もやってるんですけど、そちらのほうは結構、投資額によって結構な戻りがあるんですね、売電ということで。そっちのほうは意外と意識はいくんですけど、こちら。やっぱりそういうところで、もう少し水循環というか、そういうものに対する意識を上げるためにどうしたらいいかというのは、先ほど部長も言っていましたけど、これからのかなということ。

もう一つは、やはり東大和、私どものところでは本当に大雨が降ると南街の地区は、ここ一、二年はないようなんですけど、その前は十分ありましたし、私のほうの向こうのあれも、前の三小通りは川になってしまうという状態を何回か私も前に経験をしていますけども、そういった意味では地域を限定して、思い切った対策を練ってね、そういう地域のところには、地域でためられるように、あるいは吸い込めるようにと、そういう意味での地域を限定したやり方をするだとかね、災害対策という意味で。そんなことも考えてもいいのかなとか、いろんなことは考えられると思うんですけど、どっちにしてもやはりそれぞれの市民の皆さん方の意識を変えていただくというかね、高めていただくということが必要。

そういった意味で、私どものほうではそういう意識改革というかね、そういう宣伝というか広報というか、そういうようなものをきちっと地道であっても続けていくということが、一番の大切なところかなというふうに、現時点では思います。

○17番（東口正美君） ありがとうございます。

7月1日には、水循環基本法というのも施行をされます。この水循環基本法というのは、上下水道や農業用水、水害対策など、水に関する施策の所管が国でばらばらだったのを一つの行政にするように、水循環政策本

部というのを設置して、水資源を一元的に管理すること、保全することを定めた法律だそうです。この雨水利用推進法と水循環基本法の2つの法律ができたことによって、水が国民にとって本当に、国民だけじゃなくて私たち人間が生きていく上で、貴重な財産であるということが広く認識されることを願って、今回の私の一般質問は終了いたします。

ありがとうございました。

○副議長（関田正民君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

○副議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時45分 延会